

西 条 市
一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画
(ご み 処 理 基 本 計 画)

平成29年3月

西 条 市

目 次

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本的事項	2

第2章 ごみ処理の現状と課題

1 本市のごみ処理の概要	5
2 ごみ処理の現状	11
3 ごみ処理の評価と課題	19

第3章 計画の目標

1 目指すべき姿	21
2 計画の数値目標	22

第4章 ごみ処理施策の展開

1 ごみ処理施策の体系	29
2 基本施策と具体的な取組	30
I 循環型社会を支えていく人づくり	30
II ごみの発生・排出抑制	33
III リサイクル推進に向けた収集システムの整備	39
IV ごみの適正処理の推進	43

第5章 ごみ処理計画

1 処理対象及び処理主体	47
2 収集運搬計画	48
3 中間処理計画	50
4 最終処分計画	52
5 災害廃棄物処理対策	53

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

高度経済成長に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、私たちの生活に物質的な豊かさを与えてくれました。その半面、資源の浪費や地球温暖化などの地球規模の問題が深刻さを増すばかりでなく、私たちの身近においても様々な環境問題を引き起こしています。なかでも、ごみ問題については、日常のごみ出しマナーから減量・リサイクルに向けた取組の推進、不法投棄の防止に至るまで、市民の関心は年々高まっています。このため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会の形成を進めていくことが課題となっています。

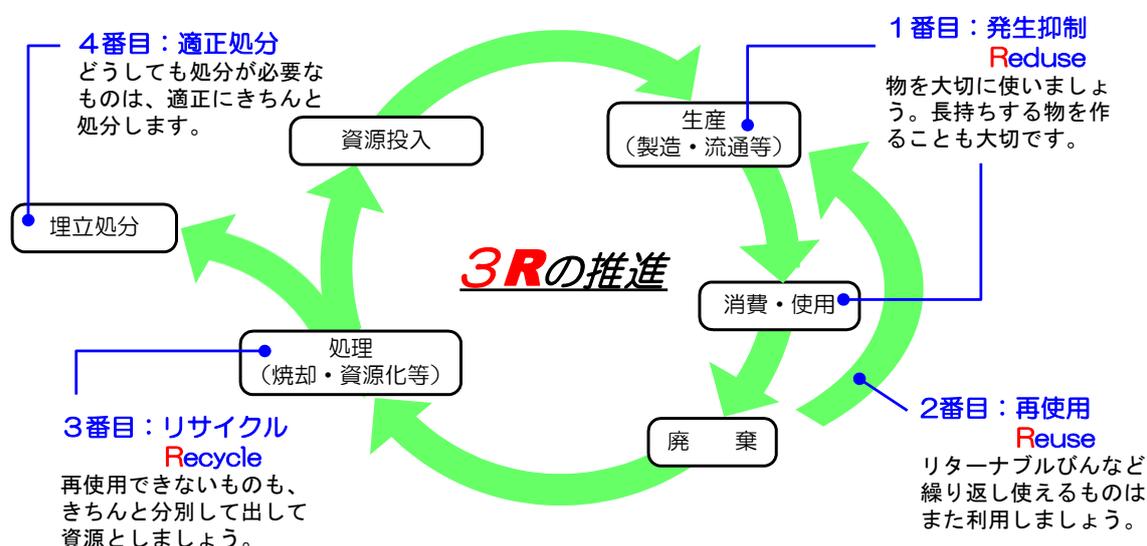


図 1-1 循環型社会のイメージ

本市では現在、平成18年3月に策定した「西条市一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、市民・事業者の協力を得ながら適正なごみ処理を推進しています。近年、本市のごみ排出量は減少傾向にあります。人口減少や核家族化の進行を背景に、1人1日当たりのごみ排出量は近年概ね横ばいに推移しており、資源化率は伸び悩んでいる状況です。また、本市のごみ処理収支は、施設運営やごみ収集に係る経費が、手数料等による収入を大きく上回る状況となっています。

このような課題を踏まえ、本計画は、3R推進による循環型社会の形成を目指し、本市における現状のごみ処理システムを見直し、さらなるごみの減量・資源化を推進するために必要な取組を明らかにすることをねらいとします。

2 計画の基本的事項

1) 位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条に基づき策定するもので、長期的・総合的視点に立って、本市における計画的なごみ処理を推進するための基本方針となるものです。ごみ排出抑制から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために、国の法律・計画、愛媛県の計画及び本市の総合計画・環境基本計画等の上位計画と整合を図りつつ、必要な事項を定めます。

2) 対象区域

本計画は、西条市全域を対象とします。

3) 計画の範囲

本計画は、市内の家庭・事業所から排出される一般廃棄物のほか、災害廃棄物を対象とします。

4) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29（2017）年度から平成43（2031）年度の15年間とします。

なお、概ね5年後に中間点検を行い、社会情勢や本計画の進捗状況などを考慮したうえで、計画の推進に支障をきたす事項が認められる場合においては、計画内容の見直しを行うこととします。

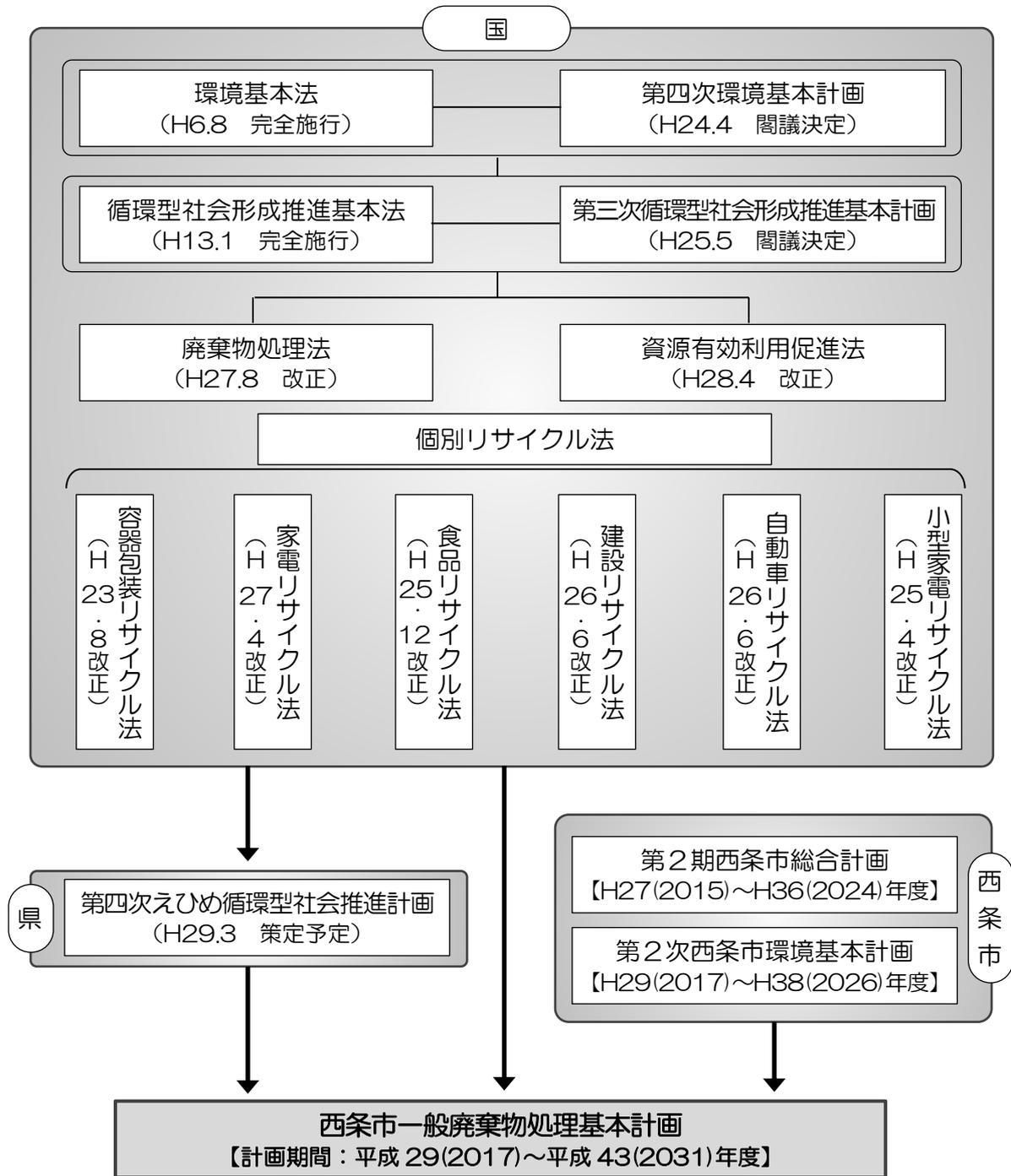


図 1-2 本計画の位置付け

■本市のごみ処理に係る経費

平成27年度における本市のごみ処理収支は、収入が約8,100万円、支出が約8億8,100万円で、支出が収入の約11倍となっています。ごみ処理に係る経費は差し引き約8億円で、市民1人あたりでは約7,100円になります。

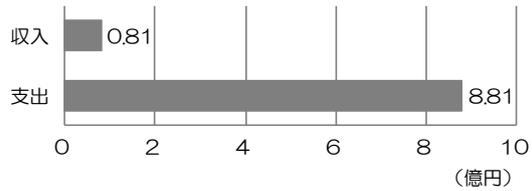


図1-3 ごみ処理収支概要
(平成27年度実績)

主な収入は、道前クリーンセンターの運営によるもので、全体の90%以上を占めています。残りは、指定ごみ袋の販売手数料や、最終処分場へのごみの直接搬入に伴う許可手数料です。一方、支出の半分以上は道前クリーンセンターの運営費であり、5億円を超える費用がかかっています。次にごみ収集・運搬が多く、約2.1億円(23.5%)となっています。

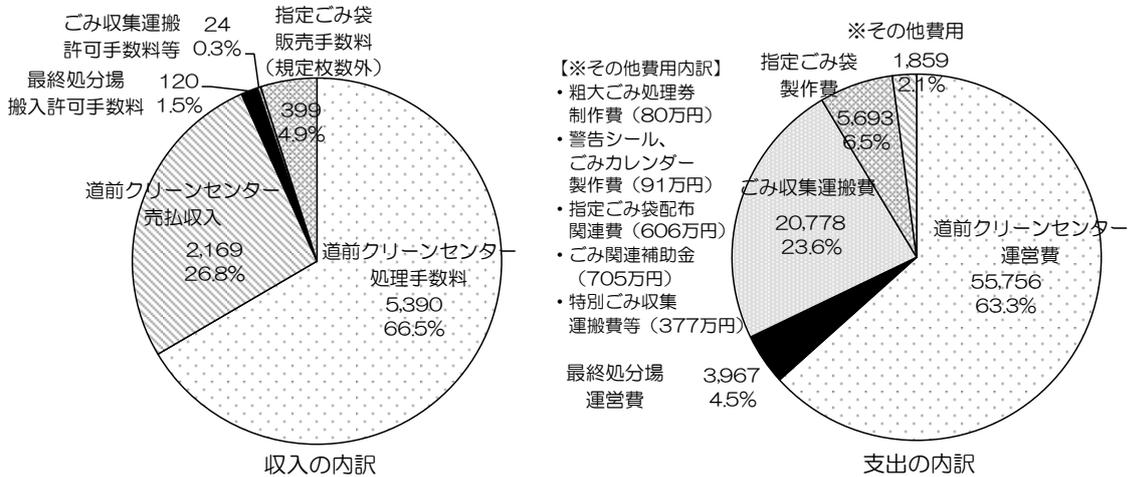
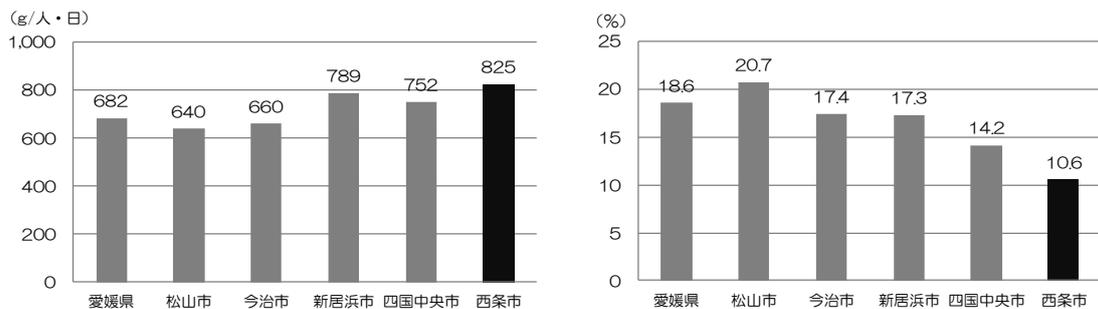


図1-4 収入・支出の内訳(単位:万円)

■1人1日当たりのごみ排出量とリサイクル率

平成26年度環境省の一般廃棄物処理実態調査から、本市の家庭からのごみ排出量は1人1日当たり825g/人・日で、近隣自治体と比較して多くなっています。

また、ごみを資源として再利用したリサイクル率は10.6%で、低い状況です。



(資料:平成26年度一般廃棄物処理実態調査(環境省))

図1-5 1人1日当たりのごみ排出量(左)とリサイクル率(右)

第2章 ごみ処理の現状と課題

1 本市のごみ処理の概要

1) ごみの分別区分

本市では、家庭から排出されたごみ（以下、「家庭系ごみ」という。）を、もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、乾電池、資源ごみ(古紙・ガラスびん・ペットボトル)、スプレー缶・カセット式ガスボンベに区分し、分別収集しています。これら以外は収集できないものとして分類されますが、そのうち、一時大量ごみ（引越し等で一時的に出る多量のごみ）、直接搬入ごみ、水銀使用製品、埋立ごみは、処理施設への直接搬入を受け入れています。その他のものは、市で適正に処理できないか、もしくは法令等で処理ルートが定められているため、購入店や専門の処理業者等での引取り・処理が原則となっています。

表 2-1 家庭系ごみの分別区分

分別区分		出せる品目
もえるごみ		台所ごみ、貝がら・卵のから、紙くず(古紙以外)、トレー・ラップ、靴・長靴・皮革製品類、紙おむつ(汚物は除去)、布・衣類、保冷剤・使い捨てカイロ・ビニール袋、発泡スチロール(少量)・カップめん容器、使い捨てライター(ガス抜)、ビデオ・カセットテープ、軟質プラスチック製品(ペットボトルキャップ・おもちゃ等)、剪定枝・木くずなど
もえないごみ		小型家電製品(トースター・ゲーム機等)、台所用品(なべ・包丁・やかん等)、鏡・ガラスコップ、ガラス類(化粧品びん・耐熱ガラス等)、瀬戸物類(茶碗・皿等)、空き缶、硬質プラスチック製品(バケツ等)、白熱電球(水銀不使用)、CD・レコード・DVD など
粗大ごみ		大型家電製品(掃除機・こたつ等)、家具類(タンス・机・いす・ベッド等)、自転車・三輪車・一輪車(遊具)、スポーツ用品(ゴルフクラブ・健康器具等)、布団・座布団・マットレス・毛布、波板(トタン・エスロン)、物干し竿・よしず・すだれ・ござ、ホース、コンロ・レンジ、ストーブ(電池・灯油は除去)、厚手の衣類・大きい布、カーペット・ポリタンク(石油用等)など
乾電池		乾電池・ボタン電池
資源ごみ	古紙	新聞(広告含む)・雑誌(教科書・辞書・単行本・雑がみ等含む)・ダンボール
	ガラスびん	無色、茶色、その他(飲料・食料用のびんに限る)
	ペットボトル	PET 表示のあるもの(飲料・酒・しょうゆ用に限る)
スプレー缶・カセット式ガスボンベ		スプレー缶(殺虫剤・制汗消臭用・ヘアケア用・防水・撥水用・錆止め用等)、卓上用カセット式ガスボンベ

表 2-2 収集できない家庭系ごみ

区分	品目	処理方法※
一時大量ごみ	引越しや大掃除で一時的に出る多量のごみ	A
直接搬入ごみ	畳・手押し一輪車・草刈機・プラスチックコンテナ・金物等	A
水銀使用製品	体温計・蛍光管	A・B
埋立ごみ	衛生陶器・多量の陶磁器類・火鉢・瓦・植木鉢・レンガ・ブロック・石・土・コンクリートくず等	A
その他	揮発物・危険物(ガスボンベ・消火器等)、パソコン、ビニール・ゴム製品(事業用テント・タイヤ等)、家電リサイクル品(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機)、大きな剪定木、その他(ピアノ・農機具・バッテリー等)	B

※ 処理方法 A：処理施設への直接搬入、B：購入店や家電販売店等に引取りを依頼

2) 収集体制

本市の家庭系ごみは、民間の収集運搬業者（許可業者）に委託して、ステーション収集を行っています。収集頻度は、地区別にごみの種類に応じて月1回から週2回で、収集日の朝8時までに決められた場所にごみを出すルールとなっています。粗大ごみについては、ごみステーションまで出せない高齢者世帯に配慮して、戸別収集を年1回実施しています。

ごみの出し方は全市共通で、ごみの種類によって異なります。「もえるごみ」及び「もえないごみ」は指定袋に入れて出す決まりで、指定袋は自治会等を通じて各世帯に年間一定の枚数を無料配布しています。また、「粗大ごみ」は処理券を貼って出す決まりで、同様に年間一定枚数の処理券を無料配布しています。

表 2-3 家庭系ごみの収集頻度

ごみの種類		収 集 頻 度			
		西条地区	東予地区	丹原地区	小松地区
もえるごみ		週2回	週2回 (一部、週1回)	週2回 (一部、週1回)	週2回
もえないごみ		週1回 (一部、月2回)	週1回	週1回	週1回
粗大ごみ		月1回	月2回 (一部、月1回)	月1回 (一部、収集なし)	月1回
乾電池		月1回	週1回	月1回 (一部、週1回)	月1回
資源ごみ	古紙	月1回	月1回	月1回 (一部、週1回)	月1回
	ガラスびん	月1回 (一部、随時収集)	月1回	月1回 (一部、週1回)	月1回
	ペットボトル				
スプレー缶・ カセット式ガスボンベ					

表 2-4 家庭系ごみの出し方

ごみの種類		ごみの出し方
もえるごみ		指定袋に入れて記名して出す
もえないごみ		指定袋に入れて記名して出す
粗大ごみ		処理券を貼り、記名して出す
乾電池		指定袋の外袋に入れて出す
資源ごみ	古紙	種類ごとに分けて、ひもで十文字に縛って出す
	ガラスびん	ごみステーションに備え付けのコンテナ※に入れる
	ペットボトル	ごみステーションに備え付けのネット※に入れる
スプレー缶・ カセット式ガスボンベ		ごみステーションに備え付けのコンテナ※に入れる

※ コンテナ及びネットは、委託収集業者が収集日前日にごみステーションに設置

3) ごみ処理の流れ（中間処理～最終処分）

委託業者により収集され、市の処理施設に搬入されたごみ、あるいは市の処理施設に直接搬入されたごみは、図の流れで処理しています。

「もえるごみ」、「もえないごみ」、「粗大ごみ」については、中間処理施設において焼却または破碎・選別します。その後、発生した残さや資源物は、「乾電池」、「資源ごみ（古紙・ガラスびん・ペットボトル）」、「スプレー缶・カセット式ガスボンベ」とともに、ストックヤードで一時保管し、最終処分もしくは資源化を専門業者に委託します。

一方で、市が収集できないごみのうち、「一時大量ごみ」、「直接搬入ごみ」、「水銀使用製品」は、中間処理施設への直接搬入を受け入れており、破碎・選別処理を経て残さ・資源物に分けられ、収集ごみと同様に処理しています。また、「埋立ごみ」については、そのまま本市の最終処分場で埋立処分します。

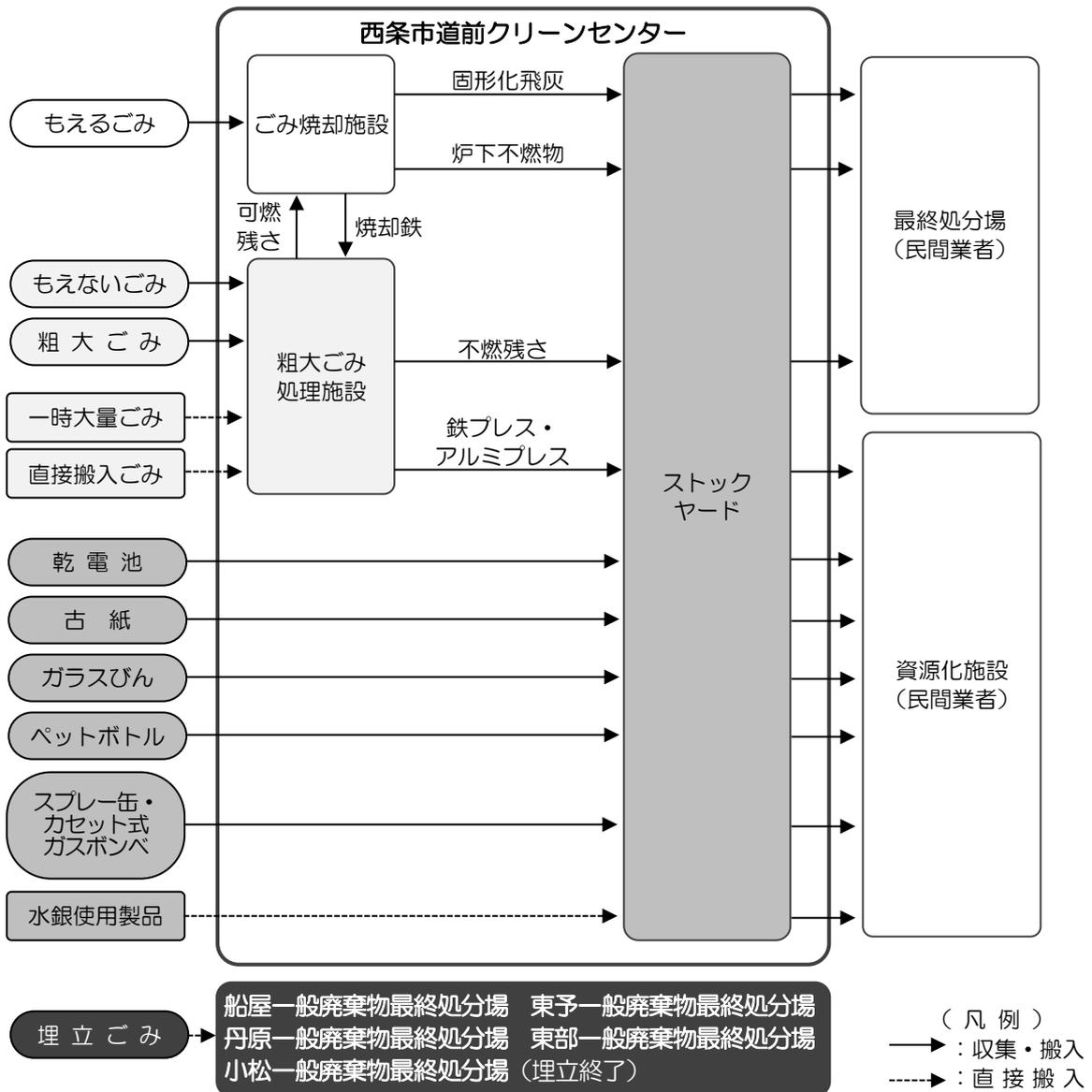


図 2-1 本市のごみ処理の流れ

4) ごみ処理施設

①施設の整備状況

本市が運営するごみ処理施設には、焼却施設、粗大ごみ処理施設、ストックヤードと、5か所の一般廃棄物最終処分場があります。これらのうち、焼却施設、粗大ごみ処理施設、ストックヤードは、道前クリーンセンター内に設置しています。また、小松一般廃棄物最終処分場については、平成24年度をもって埋立を終了しました。

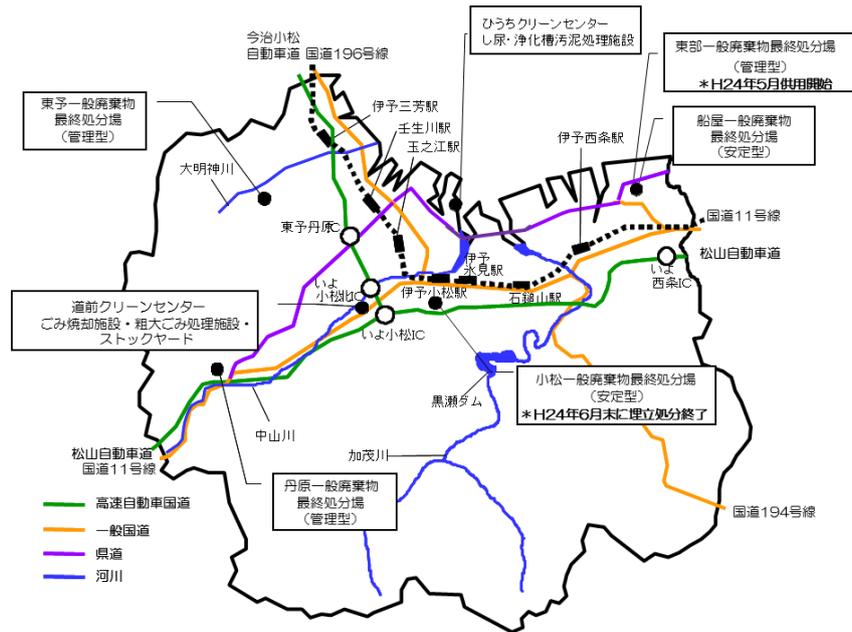


図 2-2 ごみ処理施設の整備状況

②各施設の概要

■焼却施設

焼却施設では、「もえるごみ」と粗大ごみ処理施設で発生した可燃残さを焼却し、同時にわずかに紛れ込んだ鉄（焼却鉄）を回収しています。また、温水による熱回収を行い、余熱（ごみ焼却熱）の有効利用に努めています。

表 2-5 焼却施設の諸元

施設名	西条市道前クリーンセンター
所在地	西条市小松町大頭甲 1200 番地
敷地面積	16,000 m ² (粗大ごみ処理施設含む)
竣工	平成3年10月
処理能力	200 t/日(100 t/日×2 炉)
処理方式	流動床式(全連続運転)
余熱回収	温水発生器、熱交換器による利用

■粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設では、「もえないごみ」と「粗大ごみ」、搬入された「一時大量ごみ」、「直接搬入ごみ」を受け入れており、それらを破碎した後に、磁選機・アルミ選別機によって資源物となる金属類（鉄・アルミ）を回収し、圧縮処理しています。

表 2-6 粗大ごみ処理施設の諸元

施設名	西条市道前クリーンセンター粗大ごみ処理施設
所在地	西条市小松町大頭甲 1200 番地
竣工	平成3年10月
処理能力	30 t/5h
主要設備	破碎機(横型回転式)、磁選機、アルミ選別機、風力選別機

■ストックヤード

ストックヤードでは、「資源ごみ（古紙・ガラスびん・ペットボトル）」、「乾電池」、搬入された「水銀使用製品」を始めとして、焼却施設からの固形化飛灰・炉下不燃物、粗大ごみ処理施設からの鉄プレス・アルミプレス・ジャミ・不燃残さを受け入れ、一時保管しています。「ペットボトル」については、圧縮梱包処理を行ったうえで保管しています。

表 2-7 スtockヤードの諸元

施設名	西条市道前クリーンセンター ストックヤード	
所在地	西条市小松町大頭甲 1200 番地	
敷地面積	724 m ²	
竣工	平成6年11月 (増築 平成23年5月)	
ペット ボトル 圧縮 梱包機	処理 能力	約 120kg/h
	処理 方式	油圧圧縮式(10t)

■一般廃棄物最終処分場

本市には一般廃棄物最終処分場が5か所あり、小松一般廃棄物最終処分場を除く埋立中の4か所において、直接搬入された「埋立ごみ」を受け入れています。また、船屋一般廃棄物最終処分場は、残余容量が少なくなっており、平成29年度に埋立を終了する計画です。

表 2-8 一般廃棄物最終処分場の諸元

施設名	船屋一般廃棄物最終処分場	東予一般廃棄物最終処分場	丹原一般廃棄物最終処分場
所在地	西条市船屋乙 16 番地	西条市河之内甲 32 番地 1	西条市丹原町鞍瀬辛 566 番地 2
埋立開始年	昭和 61 年	平成 6 年	平成 12 年
埋立終了年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 37 年度
形式・構造	安定型(嫌気性埋立構造)	管理型(準好気性埋立構造)	管理型(準好気性埋立構造)
埋立地面積	5,600 m ²	13,600 m ²	4,600 m ²
全体容積	20,545m ³	70,000m ³	16,000m ³
残余容量*	40m ³	14,139m ³	11,500m ³
浸出水処理	—	凝集沈殿、生物処理(脱窒なし)、砂ろ過、消毒	凝集沈殿、砂ろ過、消毒
施設名	小松一般廃棄物最終処分場	東部一般廃棄物最終処分場	
所在地	西条市小松町新屋敷乙 26 番地	西条市船屋甲 1 番地 1	
埋立開始年	昭和 58 年	平成 24 年	
埋立終了年度	平成 24 年度	平成 39 年度	
形式・構造	安定型(嫌気性埋立構造)	管理型(準好気性埋立構造)	
埋立地面積	7,421 m ²	4,255 m ²	
全体容積	22,731m ³	58,700m ³	
残余容量*	—	57,503m ³	
浸出水処理	—	凝集沈殿、膜処理	

※ 平成 26 年度における残余容量（平成 26 年度一般廃棄物処理実態調査(環境省)による）

5) ごみ処理手数料

本市では、収集ごみのうち、「もえるごみ」及び「もえないごみ」については指定袋を、「粗大ごみ」については処理券を、各世帯に無料で年間一定数配布していますが、それを上回って使用する場合には、不足分の購入代金としてごみ処理手数料を徴収しています。なお、1回当たりの平均排出量が10kg以下で、家庭系ごみの収集運搬に支障のない事業者は、事業所から出るごみ（以下、「事業系ごみ」という。）について、指定袋を使ってごみステーションに排出することが許可されていますが、指定袋の無料配布はありません。

また、収集できないごみで、本市のごみ処理施設（道前クリーンセンター及び一般廃棄物最終処分場）に搬入されたものに関しては、ごみ処理手数料を搬入代金として徴収しています。

①指定袋・「粗大ごみ」処理券

それぞれの無料配布枚数、購入代金は下表のとおりです。

表 2-9 指定袋・「粗大ごみ」処理券の無料配布枚数及び購入代金

区 分	「もえるごみ」指定袋	「もえないごみ」指定袋	「粗大ごみ」処理券
配布時期	毎年3月		
配布対象	市内全世帯		
配布枚数*	110枚/年	20枚/年	10枚/年
購入代金	100円/枚 (45L)	100円/枚 (45L)	100円/枚

※ 年度途中で転入した世帯には、転入した月に応じて配布枚数が異なります。

②ごみ処理施設への搬入

道前クリーンセンター及び一般廃棄物最終処分場に、「埋立ごみ」等を直接搬入した場合の代金は下表のとおりです。

表 2-10 道前クリーンセンターへのごみ搬入代金

区 分	10kgにつき	100kgにつき
家庭系ごみ	30円	—
事業系ごみ	40円* ¹	400円* ²

※1 搬入量が100kg未満の場合

※2 搬入量が100kg以上の場合

表 2-11 一般廃棄物最終処分場への「埋立ごみ」搬入代金

区 分	0.5t以下	0.5t～1.0t	1t増すごと*
船屋一般廃棄物最終処分場	100円	200円	200円
東予一般廃棄物最終処分場 丹原一般廃棄物最終処分場 東部一般廃棄物最終処分場	200円	500円	500円

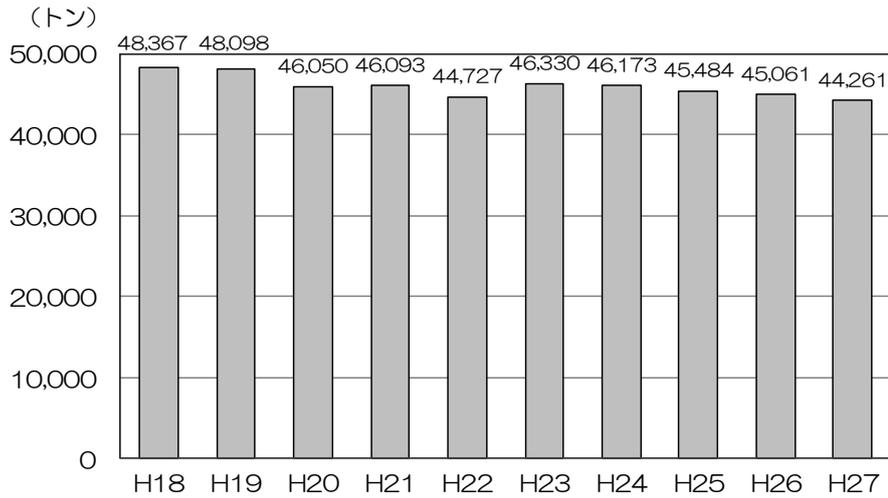
※ 端数は1tとみなします。

2 ごみ処理の現状

1) ごみ収集（排出状況）

①総排出量

平成27年度における本市のごみの総排出量（集団回収量を除く）は44,261トンであり、平成23年度以降、減少傾向が見られます。

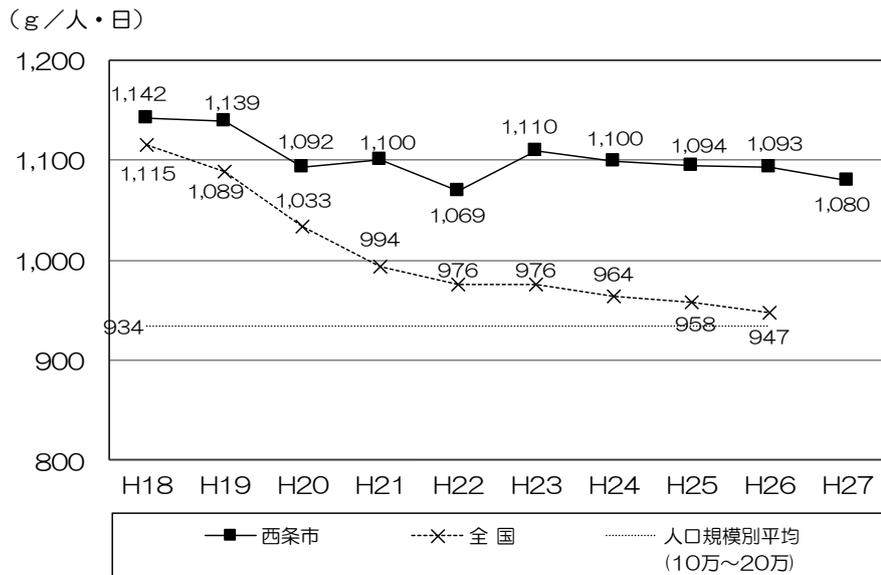


(資料：環境衛生課)

図2-3 ごみ総排出量の推移（集団回収量を除く）

②排出原単位の推移

1人1日当たりのごみ排出量（集団回収量を除く）は、近年概ね横ばいに推移しており、平成27年度は1,080g/人・日となっています。過年度の傾向として、全国及び同規模自治体の平均を上回っています。

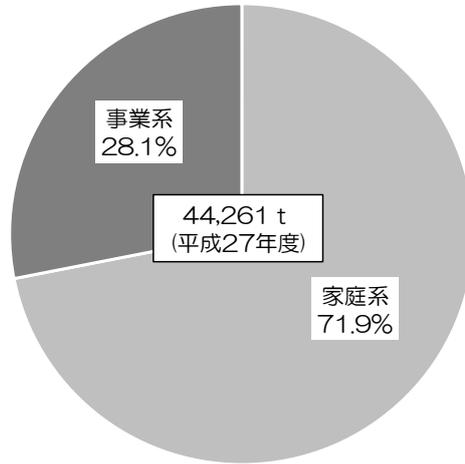


資料：(全国・人口規模別平均)日本の廃棄物処理 平成26年度版【環境省】
(西条市)環境衛生課

図2-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移（集団回収量を除く）

③主体別の排出状況

本市のごみ処理施設で受け入れているごみには、家庭系ごみと事業系ごみがあります。このうち、家庭系ごみが占める割合は、平成 27 年度において 71.9%でした。

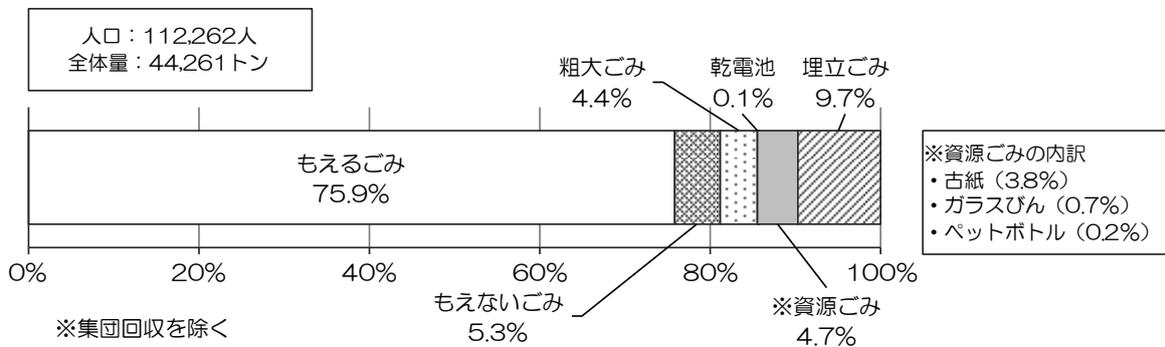


(資料：環境衛生課)

図 2-5 ごみ排出量の主体（家庭・事業）別内訳
(平成 27 年度速報値)

④種類別の排出状況

種類別のごみ排出量割合を見ると、平成 27 年度においては「もえるごみ」が全体の 75.9%を占めました。その他では、「埋立ごみ」が 9.7%、「もえないごみ」が 5.3%、「資源ごみ」が 4.7%、「粗大ごみ」が 4.4%となっています。また、「資源ごみ」では、8割方を「古紙」が占めています。

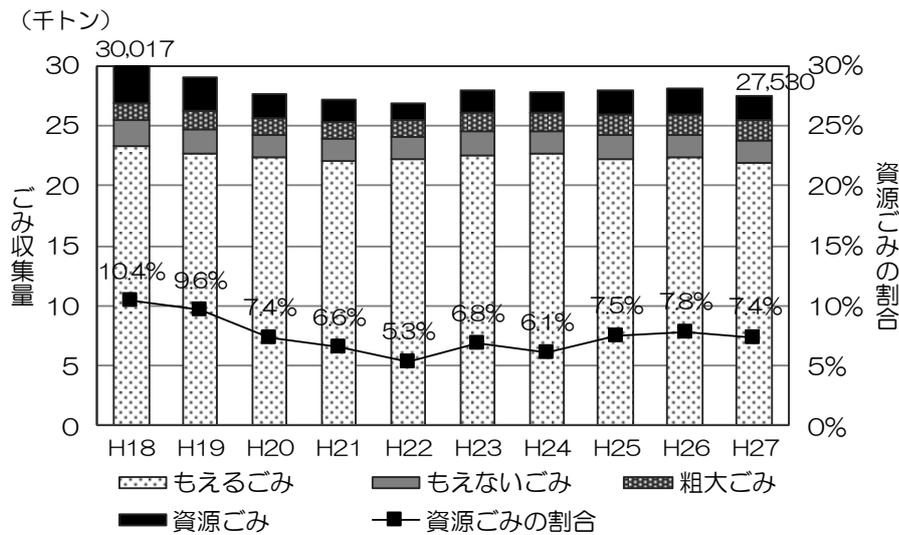


(資料：環境衛生課)

図 2-6 ごみ排出量の種類別内訳
(平成 27 年度速報値)

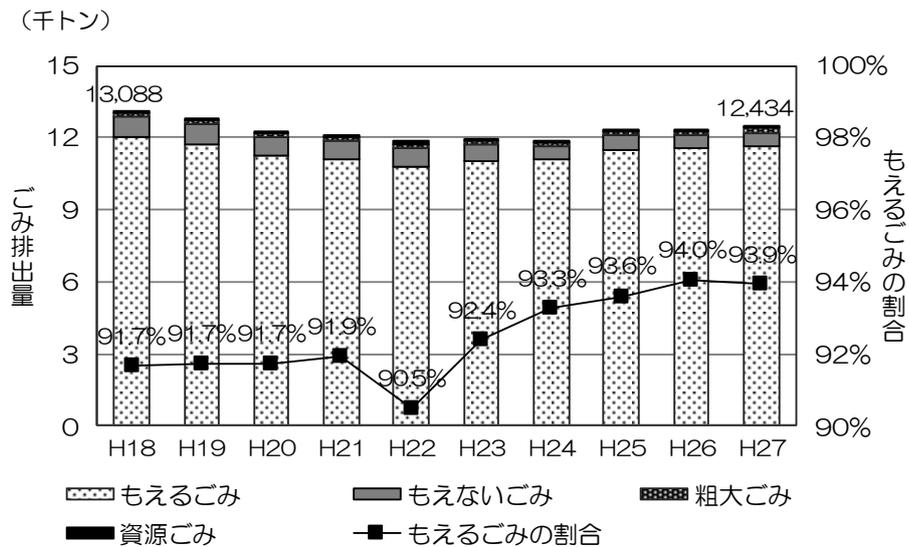
家庭系ごみでは、「もえるごみ」、「もえないごみ」で近年やや減少傾向が見られる一方で、「粗大ごみ」、「資源ごみ」で微増傾向が見られます。直近5年間の「資源ごみ」の割合は、6～8%の間で推移しています。

事業系ごみでは、「もえるごみ」が全体の90%以上を占めており、近年その割合は高くなる傾向が見られます。



(資料：環境衛生課)

図 2-7 家庭系ごみの種類別排出量の推移



(資料：環境衛生課)

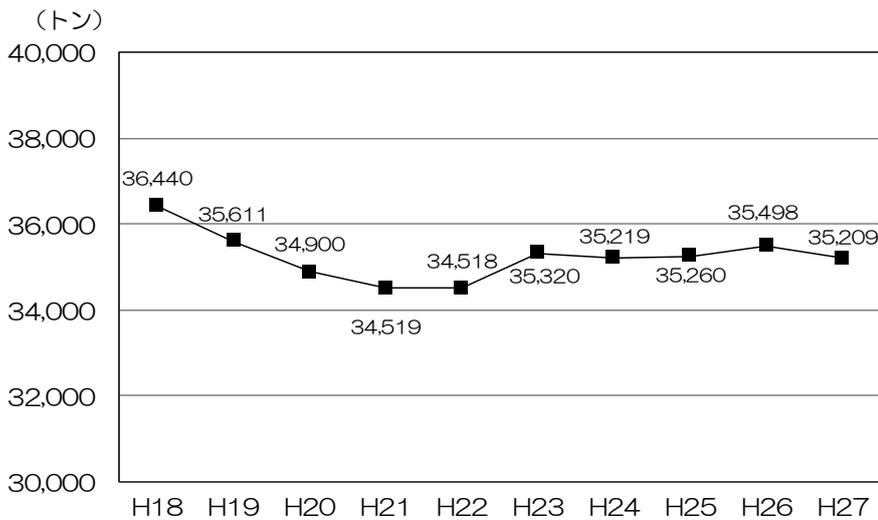
図 2-8 事業系ごみの種類別排出量の推移

2) 中間処理

①焼却処理の状況

本市では、分別収集した「もえるごみ」を直接焼却するとともに、粗大ごみ処理施設やペットボトル資源化施設における中間処理後の可燃残さを焼却処理しています。

近年の焼却処理量は 35,000 トン弱で横ばいに推移しており、平成 27 年度においては 10 年前に比べておよそ 1,200 トン減少しています。「もえるごみ」のごみ質は、紙類、厨芥類、プラスチック類が大半を占めています。



〔 資料：一般廃棄物処理実態調査結果(H18~H26)【環境省】、
環境衛生課(H27速報値) 〕

図 2-9 ごみの焼却処理量の推移

■「もえるごみ」の組成 (資料:ごみ質調査結果報告書(平成 28 年 12 月))

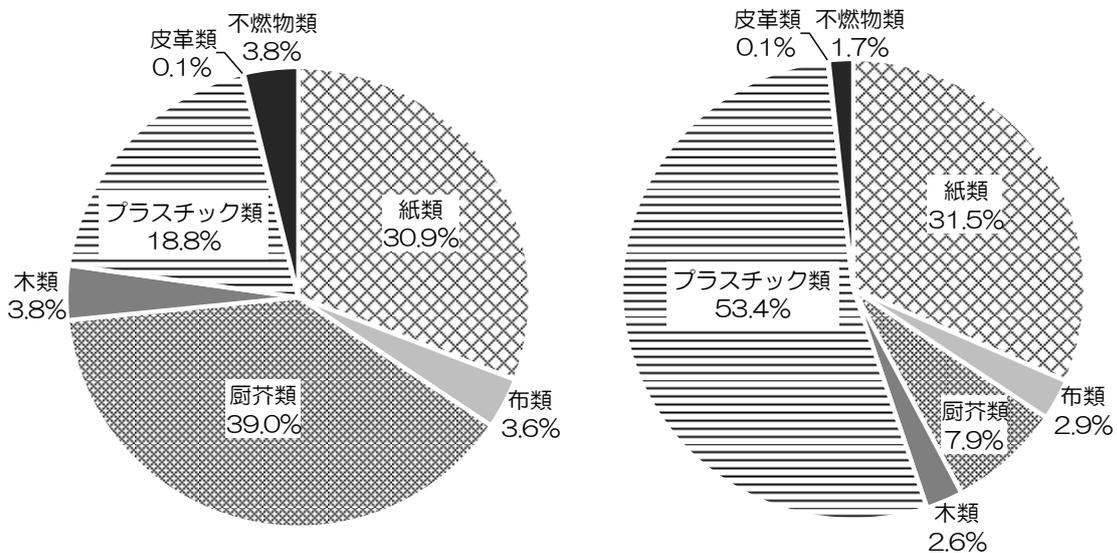


図 2-10 「もえるごみ」の重量比 (左) と容積比 (右)

【※第 1 回目調査 (7 月 11 日~12 日)・第 2 回目調査 (9 月 12 日~13 日) の平均値】

②資源化の状況

本市では、下記の3通りの方法でごみの再資源化に取り組んでいます。近年の資源化量は 4,000～5,000 トンで横ばいです。また、リサイクル率は、愛媛県や全国の実績値を大きく下回っています。

■分別収集

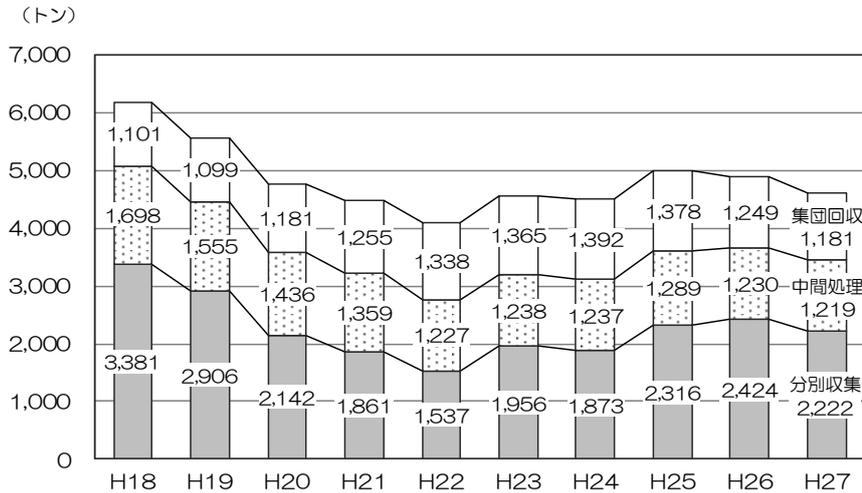
資源ごみ（古紙・ガラスびん・ペットボトル）及び乾電池を他のごみと分別収集しており、専門処理業者に引き渡して資源化しています。

■ごみ処理施設での中間処理

焼却施設及び粗大ごみ処理施設において、中間処理の工程で金属類を回収し、それらを資源化しています。

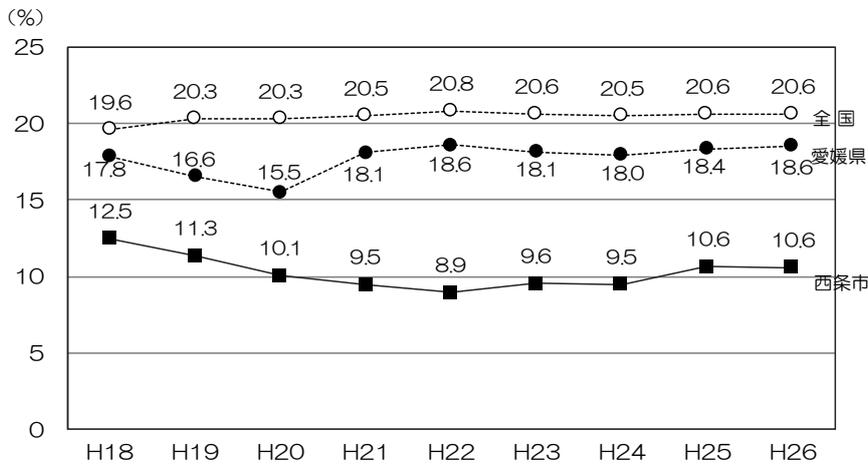
■市民等の自主的な集団回収

市民の自主的な活動として、学校（PTA）などを通じた資源ごみ（新聞・雑誌、ダンボール等の紙類と金属類（アルミ缶））の集団回収が行われており、市はこれを支援しています。



(資料：環境衛生課)

図 2-11 資源化量の推移



資料：(全国)日本の廃棄物処理 平成26年度版【環境省】、
(西条市・愛媛県)一般廃棄物処理実態調査結果【環境省】

図 2-12 リサイクル率の推移

3) 最終処分

本市では、一般廃棄物最終処分場に直接搬入される瓦やがれきなどの「埋立ごみ」のほか、ごみ焼却施設で発生する焼却残さ（固形化飛灰・炉下不燃物）、粗大ごみ処理施設で発生する不燃残さを埋立処分しています。

平成 25 年度以降は、埋立ごみ量が年々減少しています。これに対して、処理残さの処分量は年間 5,200 トン前後で、ほぼ横ばいに推移しています。

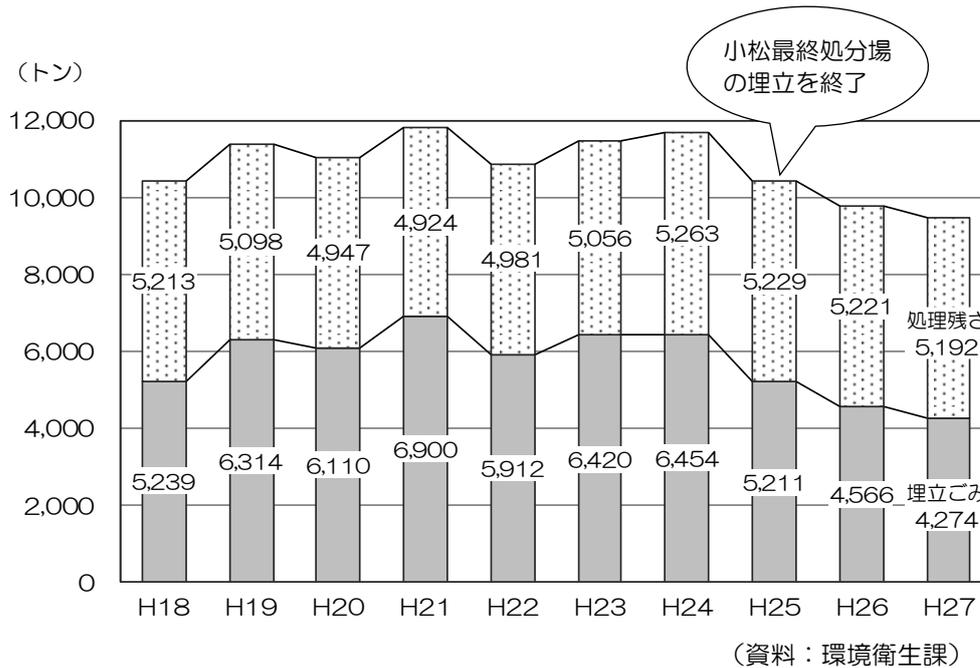


図 2-13 最終処分量の推移

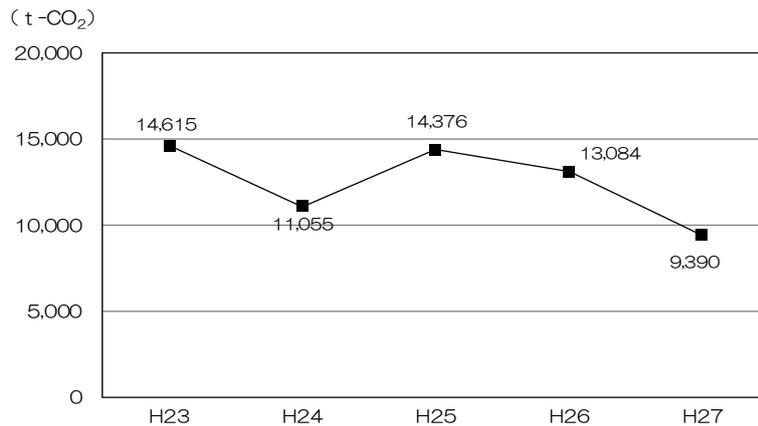
4) 温室効果ガスの排出状況

ごみの収集・運搬・焼却処理・埋立処分に伴って、下表に示す温室効果ガスが発生しますが、本市ではごみの収集・運搬を業者委託していること、「埋立ごみ」には温室効果ガス発生に寄与する生ごみ等が含まれないことなどから、ごみ収集・運搬車輛の走行、ごみの埋立は除外して温室効果ガス排出量を算定しました。ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量は、平成27年度において9,390t-CO₂でした。温室効果ガスの大半は、廃プラスチックの焼却による二酸化炭素であり、毎年の温室効果ガス排出量の増減傾向は、「もえるごみ」の中のプラスチック類の割合に大きく依存しています。

表 2-12 ごみ処理に伴って発生する温室効果ガス

ごみ処理の種別	二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	フロン類
ごみ収集・運搬車輛の走行	○	○	○	
ごみ焼却		●	●	
廃プラスチック焼却	●			
ごみの埋立		○		

●：発生（算定対象）、○：発生（算定除外）、無印：発生しない



(資料：西条市 第3期地球温暖化対策実行計画)

図 2-14 温室効果ガス排出量の推移

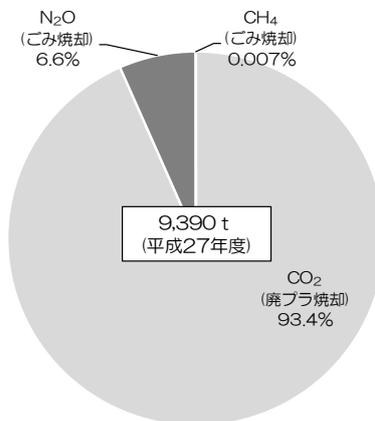


図 2-15 温室効果ガス別の排出量内訳 (平成27年度)

5) ごみ処理のまとめ

平成 27 年度における本市のごみ処理量は、下図のとおりとなります。

ごみ排出量は、家庭系と事業系を合わせて約 44,300 トンでした。このうち、分別収集及び集団回収で 3,300 トン余りを資源化しました。また、中間処理によって約 31,400 トンを減量（焼却）し、3,400 トン余りを資源化しました。その結果、埋立ごみや処理残さとして約 9,400 トンを最終処分しました。

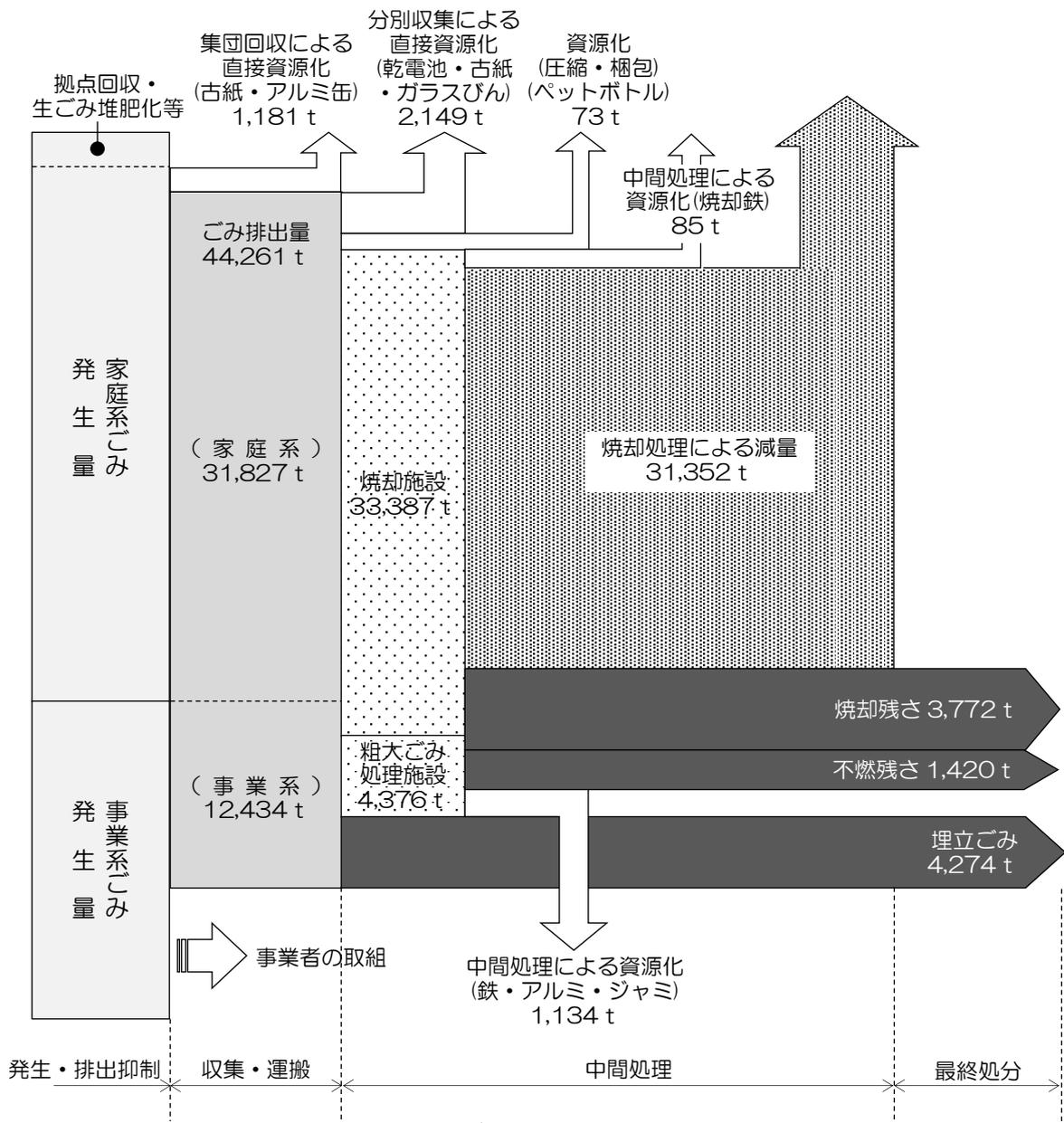


図 2-16 ごみ処理量のまとめ
(平成 27 年度速報値)

3 ごみ処理の評価と課題

1) 各種指標による評価のまとめ

循環型社会形成に関する3つの視点（廃棄物の発生、廃棄物の再生利用、最終処分）及び経済性に関する視点（費用対効果）から、5つの指標を用いて本市のごみ処理を評価した結果を下表にまとめます。

この結果によると、循環型社会形成に関しては、いずれの視点においても全国類似都市及び県内20市町よりも劣っています。その反面、経済性に関しては、全国類似都市及び県内20市町と比較して良好であり、循環型社会形成に係る指標の向上を図る余地は十分あるといえます。

表2-13 本市のごみ処理の評価

視 点		指 標	評 価 の ま と め
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口1人1日当たりのごみ総排出量	1.124kg/人・日 ^{*1} で、全国の類似都市 ^{*2} の平均値よりも多く、県内20市町との比較では最も多くなっており、劣っています。
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (資源化量/総排出量)	0.106 t/t ^{*1} で、全国の類似都市 ^{*2} との比較、県内20市町との比較において、共に平均値よりも低く、劣っています。
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合 (最終処分量/総排出量)	0.211 t/t ^{*1} で、全国の類似都市 ^{*2} では最も多く、県内20市町との比較でも、最大値に近い値となっており、劣っています。
経済性	費用対効果	人口1人当たりの年間処理経費	8,519円/人・年 ^{*1} で、全国の類似都市 ^{*2} の比較、県内20市町との比較において、共に平均値を大きく下回っており、良好な状態です。
		最終処分減量に要する費用	22,911円/t ^{*1} で、全国の類似都市 ^{*2} の平均値を下回っていると同時に、県内20市町との比較では最も少なくなっており、良好な状態です。

※1 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（平成26年度実績版、環境省）による。

※2 人口規模10万人以上～15万人未満、二次・三次産業人口比95%未満、三次産業人口比55%以上の都市で、西条市を含む25都市を対象とする。

2) 施策の取組状況の評価のまとめ

前計画における3つの基本方針にしたがって、10の基本施策に基づく24の具体的な取組についてレビューした結果、24取組中20取組には概ね着手し、実績を残していますが、次の4つの取組は未着手でした。

- 事業系ダンボールごみの資源化指導
- 家庭系ごみの有料化の検討
- 事業系ごみの処理手数料の検討
- 分別種類の細分化（プラスチック製容器包装類の分別は未実施）

3) ごみ処理の課題

①ごみ減量に向けた発生・排出抑制の取組の推進

近年、本市のごみ排出量は減少傾向にありますが、1人1日当たりの排出量は全国や県内他自治体の平均を上回る状況で、概ね横ばいに推移していることから、今後は前計画で実施できなかった事業系ダンボールごみの資源化指導や、家庭系ごみの有料化等の取組を進め、ごみの発生・排出を抑制していく必要があります。前者については、紙類や紙製包装類の減量・資源化が可能と考えている事業者が多いことを踏まえ、これらを巻き込んだ取組を展開していくことが重要です。また、後者については、導入に否定的な意見が根強いことを踏まえ、段階的な制度化などを検討し、市民の合意を形成していくことが重要です。

②最終処分場の延命化を図るためのリサイクルの推進

本市のリサイクル率が、愛媛県や全国の実績値を大きく下回っていると同時に、最終処分場の新規立地が困難な現状を踏まえ、さらなるリサイクルの推進を図り、最終処分量を削減していく必要があります。そのために、ごみ分別の徹底を強化するとともに、市民が前向きに考えているプラスチック製容器包装類の分別収集などにより、新たな品目の資源化を進めていくことが重要です。また、事業系ごみについては、現在の抑制施策の継続に加えて、前計画で実施できなかった処理手数料の見直しを検討していくことが課題です。

③超高齢社会の到来や生活様式の多様化を見据えたごみ処理体制・サービスの提供

本市でも少子高齢化が進んでいることを踏まえ、将来到来するであろう超高齢社会に向けた対応として、ごみ出しルールのわかりやすい説明や指導、情報提供など、高齢者向けのサービスの充実を図る必要があります。また、高齢者の体力的な負担軽減や、多様化する生活様式に配慮して、現行のごみステーションの見直し（増設や再配置）のほか、ごみ処理体制の最適化について検討していくことが重要です。

④ごみ処理に対する市民意識の高揚

ごみの排出責任を明確化し、不法投棄を防止するとともに、まちの美化推進を図るため、市がこれまで取り組んできた広報等による普及・啓発活動を引き続き推進し、市民意識の高揚に今後も努める必要があります。また、ごみ処理に対するマナー向上をはじめとして、環境問題全般に関する市民の理解を深めるため、子どもから大人まで対象を拡大し、環境教育を推進していく必要があります。

⑤地球環境の保全に向けた取組の推進

国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、今後の地球温暖化対策の新たな枠組みとなる「パリ協定」が採択され、平成28年11月に発効し、我が国もこれを批准しました。このことを背景に、ごみ処理が温室効果ガスの発生に大きく寄与していることを踏まえ、ごみの発生・排出抑制とともに、ごみ処理施設における省エネルギーの推進、ごみ焼却排熱等の未利用エネルギーの有効活用などの環境負荷低減に向けた方策を検討し、地球環境保全に貢献していく必要があります。

第3章 計画の目標

1 目指すべき姿

本市では、最上位計画である『第2期西条市総合計画』において、将来都市像を「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」と定めています。また、環境分野の上位計画である『第2期西条市環境基本計画』においては、「石鎚に生まれ 水も緑も人も輝くまち西条～子どもから大人までみんなでつなぐ豊かな自然～」を将来の環境像として、生活環境に係る基本目標を「健やかな環境を守り、資源を活かす循環のまち」としています。

これらのことを踏まえて、本計画では、目指すべき姿を「豊かな自然環境を育む循環型社会形成推進都市・西条」とし、①循環型社会を目指して3Rを推進する、②ごみ処理に係る環境への負荷を可能な限り低減する、③市民・事業者・行政が一体となって循環型社会づくりに取り組むの3つを基本方針として施策を進めていきます。

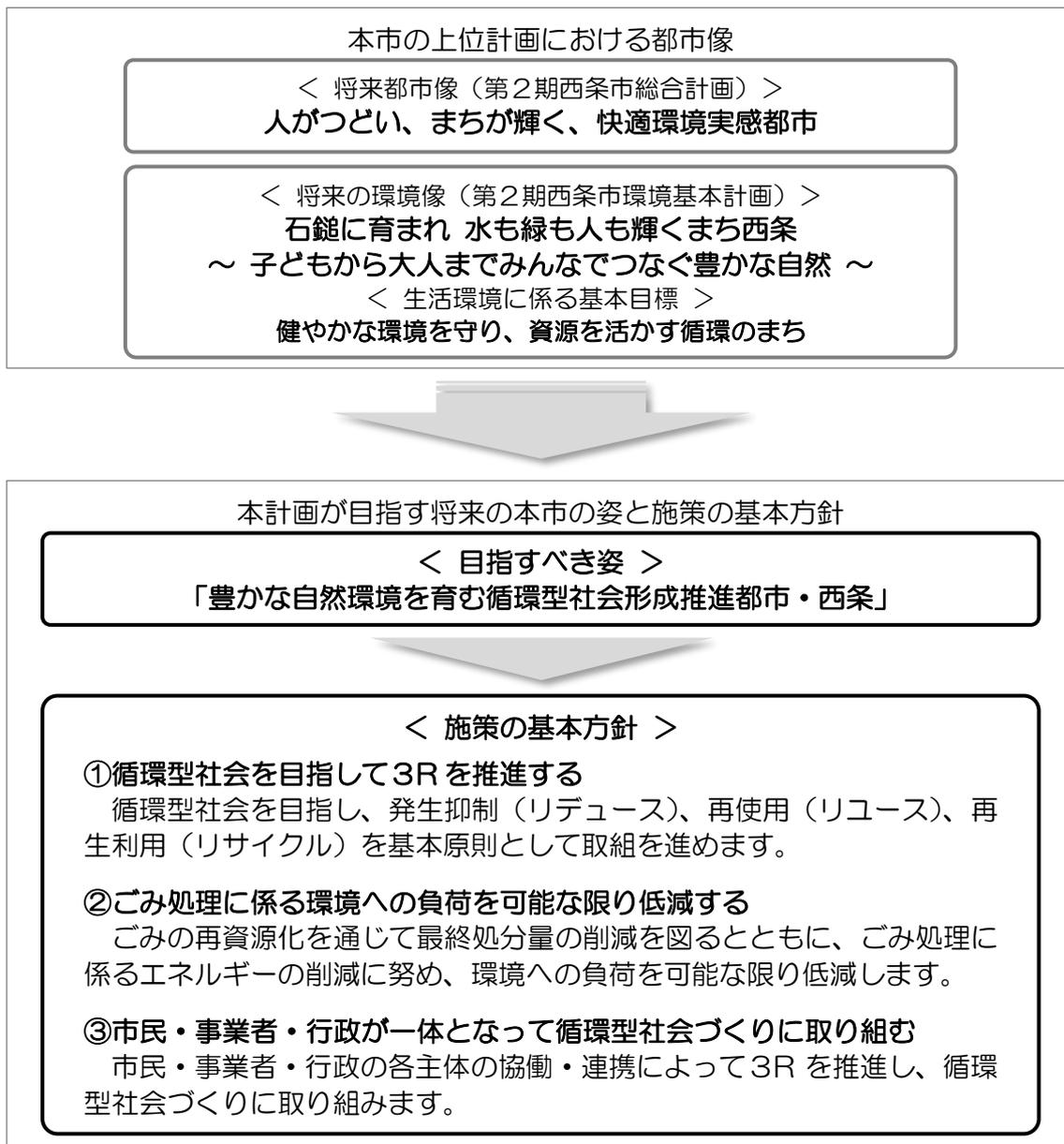


図 3-1 本計画の目指すべき姿と施策の基本方針

2 計画の数値目標

1) 目標設定の考え方

国は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「廃掃法基本方針」という。）において、一般廃棄物の減量化の目標量を定めており、「第三次循環型社会形成推進基本計画」に掲げる目標等を踏まえて、平成 32 年度を目標年度として取組を進めていくこととしています。

上位計画におけるこのような目標設定状況から、本計画の目標設定にあたっては、直近の平成 27 年度を基準年度として、国の上位計画にあわせて平成 32 年度を目標年度とし、①発生・排出削減目標、②資源化目標、③最終処分量目標の 3 つの数値目標を設定することとします。また、具体的な目標値の設定にあたっては、国の上位計画を参考とします。

■参考：国・県の上位計画における目標設定状況

国は、「第三次循環型社会形成推進基本計画」並びに「廃掃法基本方針」において、平成 32 年度を目標年度とする数値目標を掲げています。

表 3-1 国の上位計画等に掲げられた数値目標

上位計画等	項目	現状（H24 年度）	目標（H32 年度）
第三次循環型社会形成推進基本計画	資源生産性*	—	46 万円/トン (H12 年度比 85% ↑)
	循環利用率	—	17%
	最終処分量	—	17 百万トン/年 (H12 年度比 ▲70%)
廃掃法基本方針	排出量	45 百万トン/年 (排出量の約 21%)	▲約 12%(H24 比)
	再生利用量	9.3 百万トン/年 (排出量の約 21%)	排出量の約 27%
	最終処分量	4.7 百万トン/年	▲約 14%(H24 比)

※資源生産性：GDP/天然資源等投入量

一方で、県は「第三次えひめ循環型社会推進計画」を平成 27 年度に終え、第四次計画を平成 28 年度中に策定する予定としています。

2) 具体的な目標

①発生・排出削減目標

ごみの発生・排出削減に関しては、国の「廃掃法基本方針」を参考とし、平成 27 年度（基準年度）に対して、平成 32 年度までにごみ発生・排出量を約 7.8%削減する下表の目標を設定することとします。なお、この目標値は、「廃掃法基本方針」における現状年度（平成 24 年度）の本市のごみ発生・排出量に対しては、約 12%の削減となります。

表 3-2 本計画におけるごみ発生・排出削減目標

項目	H27 年度 (基準年度)	H32 年度 (目標年度)
ごみ発生・排出量	45,442 トン/年	41,900 トン/年 (H27 比▲約 7.8%)
	1,109 g/人・日	1,030 g/人・日

※上段は市全体、下段は1人1日当たりのごみ発生・排出量

【参考】上位計画等との整合性

項目	H24 年度 (「廃掃法基本方針」の現状年度)	H32 年度 (「廃掃法基本方針」の目標年度)
ごみ発生・排出量	47,565 トン/年	41,900 トン/年 (H24 比▲約 12%)

【発生・排出削減目標の達成に向けたシナリオ】

上記の目標を達成するために、家庭系「もえるごみ」の排出量を市民1人1日当たり46g、事業系「もえるごみ」の排出量を事業者1日当たり1.7トン削減することにより、市全体排出量（集団回収量を含む）を、平成32年度までに市民1人1日当たり1,030g/人・日以下とします。

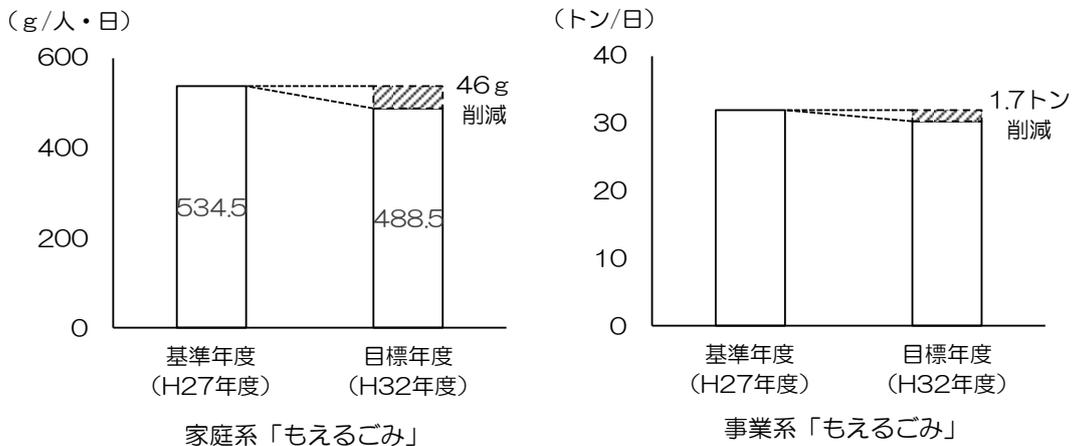


図 3-2 「もえるごみ」の排出量原単位の変化

前ページのごみの発生・排出削減の実現に向けて、市民一人ひとりが取り組む家庭系ごみ削減方法の具体例を以下に示します。（※削減量の目安は、「もえるごみ」のごみ質調査結果をもとに試算した値です。）

■衣類を減らそう！（削減量の目安：3.8g）

- ・着なくなった服などはフリーマーケットに出品したり、知人や近所の人に譲ったりして、有効に利用してもらいましょう。
- ・新しい服を購入する際に、販売店の引取りサービスを活用しましょう。



■手付かずの食品を減らそう！（削減量の目安：4.4g）

- ・消費期限内に食べられるように、食材は必要な量だけ購入しましょう。
- ・冷蔵庫では、食材や消費期限が見えやすいように保管方法を工夫しましょう。



■食べ残しを減らそう！（削減量の目安：4.2g）

- ・食べ残しが出ないように、食べられる分だけ調理しましょう。
- ・生ごみ処理容器やダンボールコンポストなどを利用して、食べ残しを堆肥として有効に活用しましょう。



■調理くずを減らそう！（削減量の目安：31.5g）

- ・捨てる部位が少なくなるように、調理方法を工夫しましょう。
- ・生ごみ処理容器やダンボールコンポストなどを利用して、調理くずを堆肥として有効に活用しましょう。
- ・生ごみは十分水きりして捨てましょう。



■レジ袋を減らそう！（削減量の目安：2.1g）

- ・買い物へ行く時は、買物袋を持って行きましょう。
- ・スーパー等では、不要なレジ袋の使用を断るようにしましょう。



②資源化目標

ごみの資源化に関しては、国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」並びに「廃掃法基本方針」を参考とし、平成 27 年度（基準年度）に対して、平成 32 年度までにリサイクル率を 17%以上に向上させる下表の目標を設定することとします。なお、この目標値は、実数で「第三次循環型社会形成推進基本計画」の循環利用率に準じ、平成 24 年度比で 7.7 ポイントの向上（「廃掃法基本方針」と同程度（27%－21%＝6%）以上）を目指すものとなります。

表 3-3 本計画における資源化目標

項目	H27 年度 (基準年度)	H32 年度 (目標年度)	※参考 (H24 との比較)
リサイクル率	9.9%	17%以上	9.3% (7.7 ポイント以上↑)

【 資源化目標の達成に向けたシナリオ 】

上記の目標を達成するために、家庭系ごみにおいて「もえるごみ」として排出されているごみについて、さらなる分別の徹底を図り、現行の「資源ごみ」収集量を年間 650 トン増やします。また、プラスチック製容器包装類の新たな分別収集を開始し、平成 32 年度までに年間 1,800 トンを資源化します。これにより、総資源化量は、現在、資源化しているものとあわせて年間 6,850 トンとし、リサイクル率 17%以上を目指します。

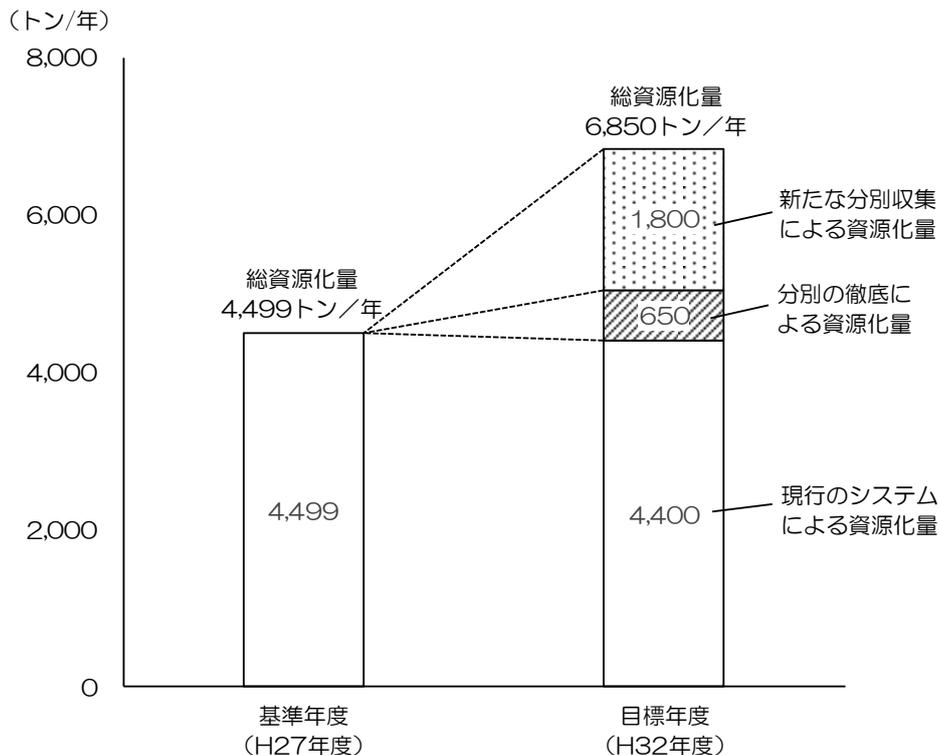


図 3-3 総資源化量の変化

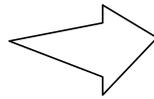
前ページの資源化の実現に向けて、分別の徹底と新たな分別収集を進めるにあたり、市民一人ひとりの取組の具体例を以下に示します。

■「もえるごみ」の中の「資源ごみ」の分別を徹底しよう！

(新たな資源化量(見込):年間 650トン)

- 地域の集団回収活動に参加、協力するとともに、新聞や雑誌等の古紙を集団回収に出しましょう。
- 古紙を回収に出せない場合は、きちんと分別して「資源ごみ」の収集日に出しましょう。「もえるごみ」として混ぜて出すと、資源化できません。
- その他、ペットボトルやガラスびんなどもきちんと分別して、「資源ごみ」として出しましょう。

※ごみの分別方法や、「資源ごみ」の収集日は、ごみカレンダーで確認しましょう。



「もえるごみ」などと混ぜずに、「資源ごみ」として分別して出しましょう。

ガラスびん、ペットボトル等の容器は、汚れていると資源化できません。中身を使い切ってから、簡単に水洗いして出しましょう。



■プラスチック製容器包装類を分別して資源化に協力しよう！

(新たな資源化量(見込):年間 1,800トン)

- これまで、「もえるごみ」として出していたプラスチック製容器包装類を、「資源ごみ」として新たに分別しましょう。



③最終処分量目標

ごみの最終処分に関しては、国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」を参考とし、平成27年度（基準年度）に対して、平成32年度までに最終処分量を8,150トン／年に削減する下表の目標を設定することとします。なお、この目標値は、「第三次循環型社会形成推進基本計画」の削減率と同程度（期間按分で約28%（70%×（8／20）年））以上を目指すものとなります。

表3-4 本計画における最終処分量目標

項目	H27年度 (基準年度)	H32年度 (目標年度)	※参考(H24実績値) (H24との比較結果)
最終処分量	9,397トン／年	8,150トン／年	11,677トン／年 (約30%の削減)

【最終処分量目標の達成に向けたシナリオ】

上記の目標を達成するために、前記のような発生・排出削減及び資源化の取組を進め、平成32年度までに最終処分量を年間概ね8,150トン以下とします。

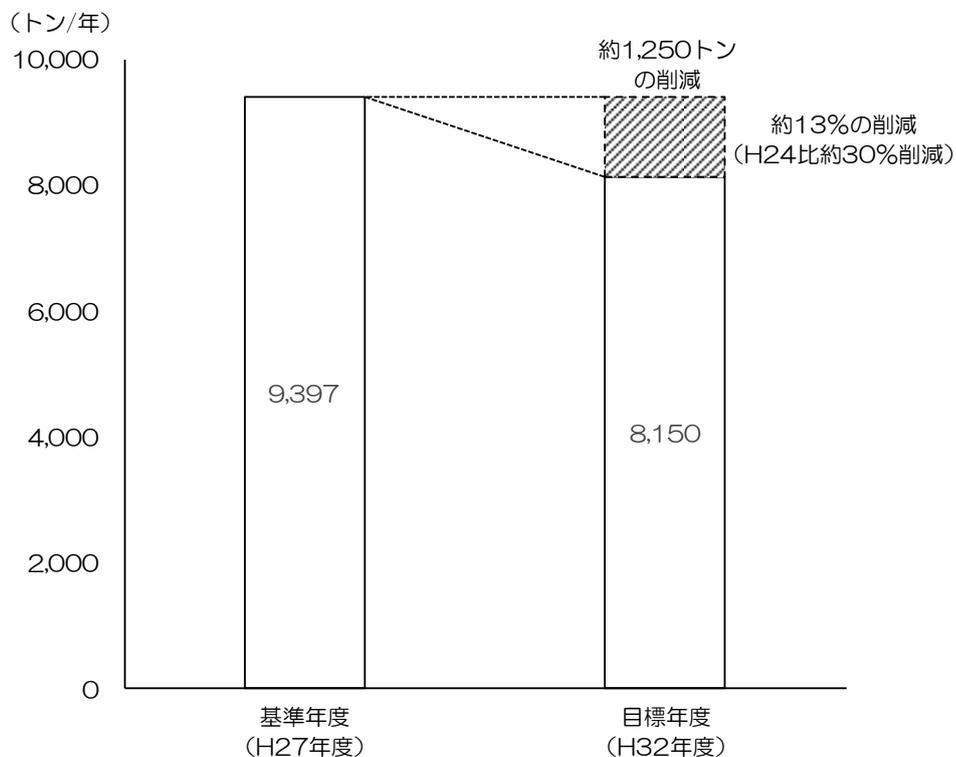
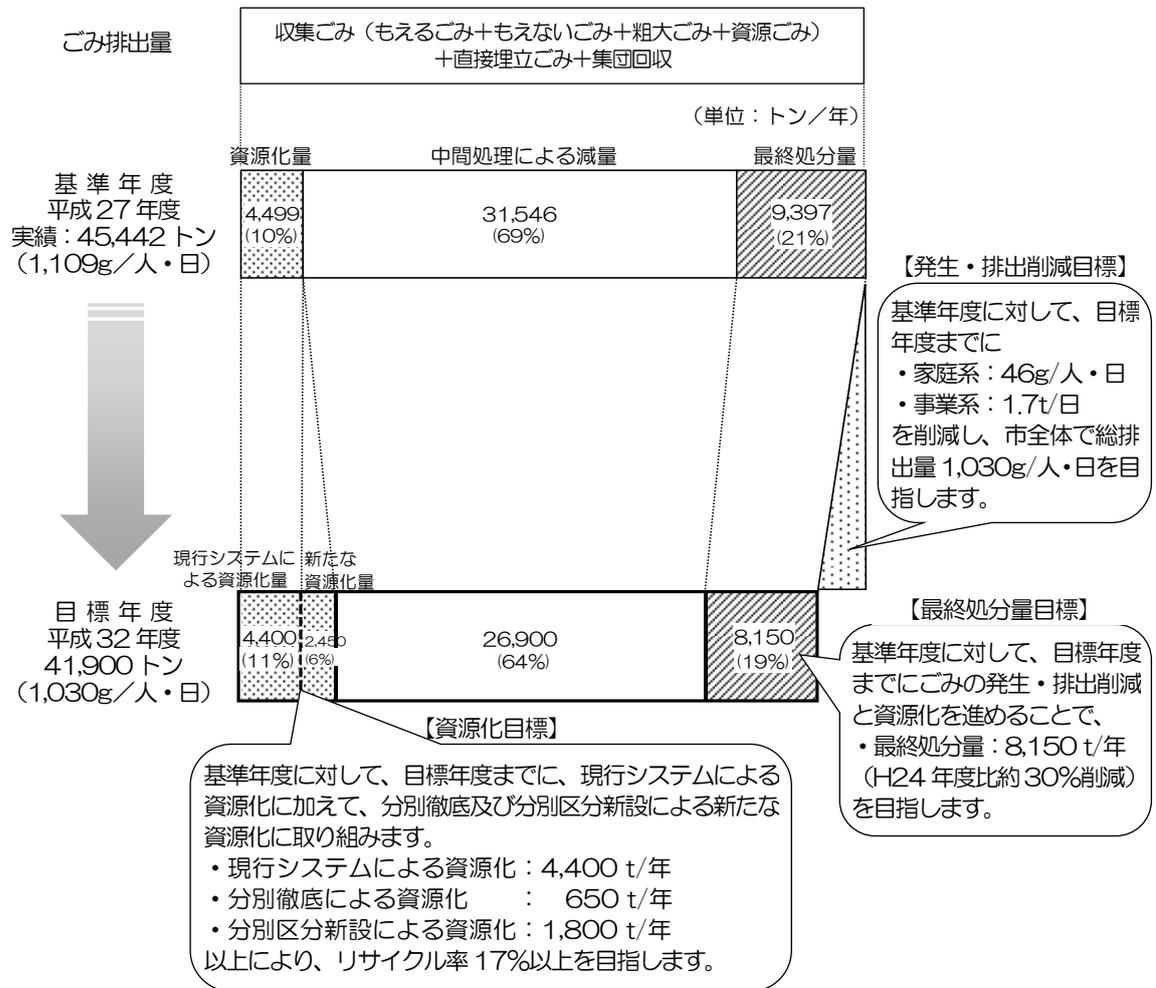


図3-4 最終処分量の変化

④目標量のまとめ

基準年度及び目標年度におけるごみ排出量・処理量の収支を総括すると、下図のとおりとなります。



目標種別	H27年度実績値 (基準年度)	H32年度目標値 (目標年度)
発生・排出削減目標 (上段：市全体、下段：1人1日当たり)	45,442 トン/年	41,900 トン/年 (H27比▲約7.8%)
	1,109 g/人・日	1,030 g/人・日
資源化目標 (リサイクル率)	9.9%	17%以上
最終処分量目標	9,397 トン/年	8,150 トン/年

図 3-5 本計画における数値目標 (まとめ)

第4章 ごみ処理施策の展開

1 ごみ処理施策の体系

本市のごみ処理行政における目指す将来の姿を実現するため、3つの施策の基本方針に基づき、4つの施策の大綱、13の基本施策の下で、具体的な取組を展開していきます。

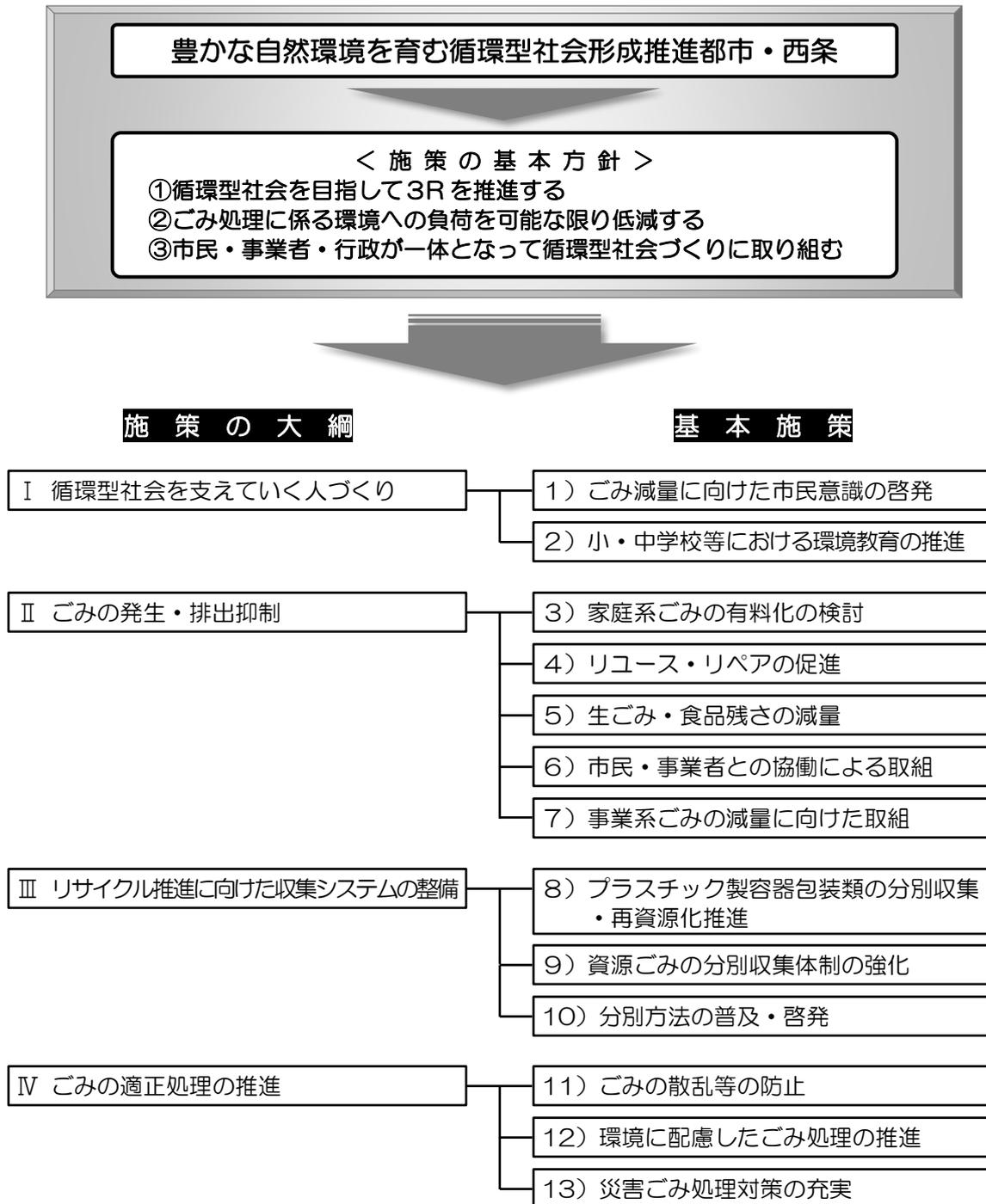


図 4-1 本市のごみ処理施策の体系

2 基本施策と具体的な取組

I 循環型社会を支えていく人づくり

循環型社会づくりの推進にあたっては、市民・事業者・行政が一体となって3Rに取り組むことが不可欠です。一人ひとりが資源を限りあるものとして認識し、自らのライフスタイルや事業活動を見直すとともに、適切な情報をもとに行動していくことが重要です。

以上のことを踏まえ、市民意識の向上と環境教育を通じて、循環型社会を支えていく人づくりに取り組めます。

取組の現状

前計画においては、「循環型社会を支えていく人づくり」につながる施策として、以下の取組を進めてきました。

●普及・啓発活動の推進

- ・市ホームページをはじめとした広報による情報提供
- ・自治会等への説明会の実施

●環境教育の推進

- ・ダンボールコンポスト親子教室の実施
- ・ごみ処理施設見学会（小学4年生対象）の実施
- ・総合的な学習の時間を利用した小・中学生へのごみ教室（市職員による出前講座）の実施

施策の方向

市民へのアンケート調査結果では、子どもから大人まで幅広い層を対象とした教育・意識啓発や、ごみ処理に関する情報提供を求める意見が多く寄せられました。それらの要望に留意して内容の拡充を図りながら、引き続き次の2つを基本施策として具体的な取組を進めていきます。

- 基本施策1：ごみ減量に向けた市民意識の啓発
- 基本施策2：小・中学校等における環境教育の推進

1) ごみ減量に向けた市民意識の啓発

ごみ減量の取組を市民に促すため、我が国におけるごみ問題や本市のごみ処理の現状等について正しく理解してもらい、取組の必要性とその具体的な方法をわかりやすく伝えることによって、自ら考えて行動する人を育みます。

具体的な取組

① 広報、自治会への説明会等を通じた情報提供

広報・ホームページにおいて、特集記事を掲載したり、数回のシリーズを組んだりして、ごみ問題等に関する情報提供を積極的に行います。また、新自治会長を対象に、ごみ減量等をテーマとした説明会を継続的に実施します。



道前クリーンセンターを利用した
壬生川老人クラブ連合会研修会

② ごみ処理に関する地域学習会等の開催

地域や公民館等の要請に応じて、ごみ処理に関する学習会を開催します。プログラムには、必要に応じて施設見学会なども盛り込み、内容の充実を図ります。

③ (仮称)ごみ減量 46 運動の展開

家庭系「もえるごみ」の市民1人1日当たり排出量削減目標(46g)の達成に向けて、あらゆる機会を利用して目標値を周知し、意識次第で「誰でも、すぐに、簡単に」実践できる事例紹介などにより、市民の意識高揚に取り組みます。

実施スケジュール

「ごみ減量に向けた市民意識の啓発」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-1 「ごみ減量に向けた市民意識の啓発」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
広報、自治会への説明会等を通じた情報提供	継続				
ごみ処理に関する地域学習会等の開催	継続				
(仮称)ごみ減量 46 運動の展開	企画		展開		効果検証

2) 小・中学校等における環境教育の推進

将来を担う子どもたちの環境教育を進め、実際どのようにごみ処理が行われているかを「聞く、知る、体験する」ことを通じて、子どもたちが循環型社会に関心を持ち、その必要性について考え、行動するためのきっかけをつくります。

具体的な取組

①ごみ分別に関する出前講座

市内小・中学校等からの要望に応じて、市の担当職員が学校に出向き、ごみの分別方法やごみの収集・運搬に関する出前講座を引き続き行っていきます。実施にあたっては、「総合的な学習の時間」等を活用し、委託収集運搬業者の協力を仰ぎます。

②児童・生徒等を対象としたごみ処理施設見学会の開催

市内全ての小学4年生を対象に実施しているごみ処理施設の見学会を、今後も継続して開催していきます。また、親子で参加することによって、家族で楽しみながら学べるプログラムづくりを目指します。



ごみ処理施設見学会

実施スケジュール

「小・中学校等における環境教育の推進」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-2 「小・中学校等における環境教育の推進」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
ごみ分別に関する出前講座	継続				
児童・生徒等を対象としたごみ処理施設見学会の開催	継続	(プログラムの拡充(対象拡大を検討))			

Ⅱ ごみの発生・排出抑制

循環型社会づくりの第一歩は、家庭や事業所で発生し、ごみとして排出されるものを減らすことです。本市の1人1日当たりのごみ排出量が全国平均値を上回る量であることを踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって一層のごみの発生・排出抑制に取り組みます。

取組の現状

前計画においては、「ごみの発生・排出抑制」につながる施策として、以下の取組を進めてきました。

●発生・排出削減の実践

- ・生ごみ処理容器、生ごみ処理機の購入補助
- ・白色トレイ、牛乳パック、ペットボトル、廃食用油の拠点回収
- ・西条エコショップ制度に基づくエコショップの認定
- ・商店街や商工会議所などとの連携による不用品交換会の実施

●経済的手法の検討

- ・家庭系ごみの有料化の検討
- ・廃棄物会計基準に基づくごみ処理収支の算定



廃食用油の拠点回収
(市役所新館2階)

施策の方向

家庭系ごみは、本市のごみ排出量の7割以上を占めており、その大部分は厨芥(生ごみ)、紙などの「もえるごみ」です。また、3Rのうち、リサイクルに比べて優先順位が高いにも関わらず、リデュース・リユースは全国的にもあまり進んでいません。さらに、前計画の課題として、家庭系ごみの有料化、事業系ごみの処理手数料の改定、事業系ダンボールごみの資源化指導などが残されています。こうしたごみ発生・排出の現状と課題を踏まえ、次の5つを基本施策として具体的な取組を進めていきます。

- 基本施策3：家庭系ごみの有料化の検討
- 基本施策4：リユース・リペアの促進
- 基本施策5：生ごみ・食品残さの減量
- 基本施策6：市民・事業者との協働による取組
- 基本施策7：事業系ごみの減量に向けた取組

3) 家庭系ごみの有料化の検討

現状、家庭系ごみについては、各戸に毎年一定枚数の「もえるごみ」・「もえないごみ」の指定ごみ袋と「粗大ごみ」の処理券を無料で配布しており、それを上回って排出する場合のみ、指定ごみ袋と処理券を有料としています。今後は、ごみの発生・排出抑制に対する市民の行動意欲を高めしていくため、この制度を見直して有料化を検討します。

具体的な取組

①指定ごみ袋及びその無料配布制度の見直し

ごみの減量に向けた他の取組によって、将来のごみ発生・排出量は減ることが見込まれます。また、指定ごみ袋については、破れやすい、一袋の容量が大きい、入手が面倒などといった課題があり、市民からは改善が望まれています。このため、有料化の導入に先立って、指定ごみ袋の無料配布枚数の削減、種類の多様化（中・小サイズの提供）、材質の強化、入手方法（店頭販売の導入）等の見直しを行います。

②制度普及のためのインセンティブ付与方策の検討

資源ごみの分別など3Rの推進にも有効な取組を連動させ、ごみ排出者の公平化を図ることによって、家庭系ごみの有料化制度普及のためのインセンティブを付与していく方策を検討します。

③有料化に向けた市民の合意形成の促進

市民へのアンケート調査結果では、家庭系ごみの有料化に関して否定的な意見が多数を占めています。このことから、上記の取組を段階的に進めながら合意形成を図り、市民が納得できる形での制度導入を模索していきます。

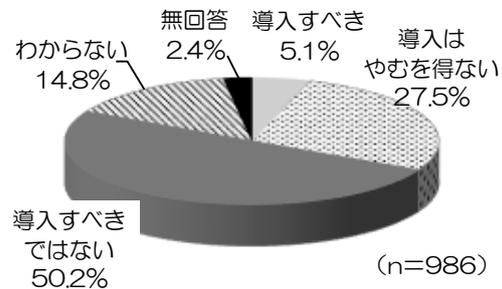


図 4-1 指定ごみ袋の有料化の賛否
(資料：市民アンケート調査)

実施スケジュール

「家庭系ごみの有料化の検討」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-3 「家庭系ごみの有料化の検討」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
指定ごみ袋・無料配布制度の見直し	検討	現行制度	見直し	制度導入	
制度普及のためのインセンティブ付与方策の検討		検討			制度導入とともに可能な方策を実施
有料化に向けた市民の合意形成の促進		継続			

4) リユース・リペアの促進

衣服や食器類などをはじめとして、まだ使えるにも関わらず流行や嗜好に合わないことを理由に、ごみとして捨てられているものがあります。また、おもちゃ、家具、自転車等、壊れて捨てられたものの中には、修理すれば再び使えるものも少なくありません。これらのものを寿命が来るまで大切に使い切るため、リユース（再利用）・リペア（修理）を促進します。

具体的な取組

① 不用粗大ごみの戸別収集

高齢化が進む中、「粗大ごみ」については、個人でごみ処理施設へ持ち込んだり、収集場所に出したりすることが困難な場合が生じます。これらの中には、大切に扱えば修理して再利用できるものもあるため、現行の戸別収集（年1回）を継続するとともに、要望に応じて収集頻度の充実を検討します。

② 不用品交換に係る情報交流の促進

本市では、商店街や商工会議所などと連携し、牛乳パック・トイレットペーパー交換会やフリーマーケットを開催しています。リユースの促進に向けて、これらの取組を今後も継続していくとともに、不用品交換に係る情報を広報や市ホームページ等で提供し、市民同士の情報交流を図ります。



牛乳パック・トイレットペーパー交換会

実施スケジュール

「リユース・リペアの促進」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-4 「リユース・リペアの促進」の実施スケジュール

具体的な取組	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33~43 年度
不用粗大ごみの戸別収集	継 続	(充実検討)			
不用品交換に係る情報交流の促進	継 続				

5) 生ごみ・食品残さの減量

家庭系「もえるごみ」のごみ質調査結果によれば、本市の「もえるごみ」全体の40%弱が生ごみ・食品残さであり、ごみの発生・排出抑制に向けては、これらの減量を図ることが最も有効な取組といえます。このため、生ごみ・食品残さがどのように発生するか把握に努めるとともに、発生した生ごみ等を減量する市民の取組を促進します。

具体的な取組

①家庭を対象とした食品ロス割合調査の実施検討

国は、「廃掃法基本方針」において、家庭から排出される食品ロス割合の調査実施市町村数を増やす方向で、平成30年度の数値目標を設定しています。これに呼応して、本市においても、家庭を対象とした食品ロス割合調査の実施を検討します。

②生ごみ処理機等の購入補助

本市では、市民自らのごみの減量活動を支援するため、生ごみ処理容器・生ごみ処理機のご購入に係る費用を助成しています。今後も継続して、生ごみ処理容器・生ごみ処理機のご購入を支援します。

③ダンボールコンポスト等の普及促進

市民が家庭で気軽に取り組める生ごみの堆肥化方策の一つとして、ダンボールコンポストがあります。本市では、親子教室などを通じて、ダンボールコンポストの普及促進を図っており、今後もこの取組を継続して実施していきます。



ダンボールコンポスト

実施スケジュール

「生ごみ・食品残さの減量」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-5 「生ごみ・食品残さの減量」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
家庭を対象とした食品ロス割合調査の実施検討	準備 	実施	調査結果	を活用	
生ごみ処理機等の購入補助	継続				効果を検証して 継続を判断
ダンボールコンポスト等の普及促進	継続				効果を検証して 継続を判断

6) 市民・事業者との協働による取組

日常の消費活動においては、商品の過剰包装やレジ袋の使用がごみの発生につながっています。こうしたごみを減らすため、商品の簡易包装や、リサイクル製品・再使用可能なリターナブル容器による商品の販売など、市民（消費者）と事業者（製造者・販売者等）が相互に理解し合いながら、協働による取組を進めていきます。

具体的な取組

①エコショップの拡充とPR

本市では、「西条エコショップ制度」に基づいて、“もったいない”をキーワードに、環境にやさしい買い物ができる一般19店舗、スーパー5店舗をエコショップとして認定しています（平成27年度末現在）。

今後もこの制度を継続していくとともに、事業者への働きかけを積極的に行い、登録店舗数・業種の拡充に取り組みます。また、登録店舗の情報については、市民に広報・市ホームページを通じて広く周知し、環境に配慮した消費行動を促進していきます。



市ホームページにおける西条エコショップの紹介

②マイバッグ持参の奨励（レジ袋有料化）

買い物時のレジ袋の大半が、ごみとして捨てられたり、散乱ごみの原因となったりしている現状を踏まえ、レジ袋の使用を減らすため、市民に対してマイバッグ持参を奨励していきます。また、マイバッグの普及を図るため、西条エコショップ登録スーパーをはじめとする市内の店舗などと連携して、レジ袋の有料化を促進します。

実施スケジュール

「市民・事業者との協働による取組」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-6 「市民・事業者との協働による取組」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
エコショップの拡充とPR	継続				→
マイバッグ持参の奨励 (レジ袋有料化)	継続				→

7) 事業系ごみの減量に向けた取組

ごみの発生・排出抑制を推進していくためには、事業系ごみの減量対策が不可欠です。このため、事業者に対してさらなるごみの減量・資源化を働きかけるとともに、経済的な手法を用いることによって、事業系ごみの減量に向けた取組を促進します。

具体的な取組

①古紙、ダンボール等の資源化促進に向けた働きかけ

事業者へのアンケート調査結果では、さらなるごみの減量・資源化が可能な品目として、紙類や紙製包装類を挙げる事業者が最も多かったことから、古紙、ダンボール等の資源化に向けた事業者への指導を積極的に行っていきます。

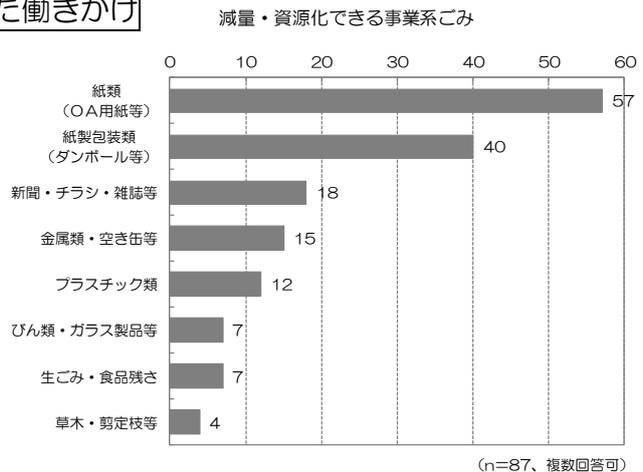


図 4-2 減量・資源化できる事業系ごみ (資料：事業者アンケート調査)

②処理手数料の課金検討

事業系ごみのうち、事業者が直接ごみ処理施設に搬入するごみ（搬入ごみ）については、各施設で受入の際に相応の処理手数料を徴収しています。一方で、現状、1回当たりの排出量が平均 10kg 以下であれば、指定袋を用いたステーション収集が認められています。今後は、事業系ごみの減量及び排出者責任の観点から、収集ごみについても処理手数料の課金を検討し、事業者に適正な負担を求めていきます。

実施スケジュール

「事業系ごみの減量に向けた取組」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-7 「事業系ごみの減量に向けた取組」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
古紙、ダンボール等の資源化促進に向けた働きかけ	継続				
処理手数料の課金検討	検討	準備	運用開始		

Ⅲ リサイクル推進に向けた収集システムの整備

ごみの発生・排出抑制に続く循環型社会づくりの次のステップとして、排出されたごみのリサイクルを推進し、再資源化を図る必要があります。現状、本市のリサイクル率は、愛媛県や全国の実績値を大きく下回っています。このため、リサイクル率の向上と最終処分量の削減を目指し、市民・事業者に対してごみの分別協力を呼びかける一方で、それに対応したごみ処理体制としてリサイクル推進に向けた収集システムの整備に取り組みます。

取組の現状

前計画においては、「リサイクル推進に向けた収集システムの整備」につながる施策として、以下の取組を進めてきました。

●分別方法の啓発・指導

- ・「ごみカレンダー」の作成、各戸配布、市ホームページでの周知
- ・まち美化パートナー制度の活用によるごみ出しマナーの普及啓発

●新たな資源化の推進

- ・資源ごみの分別推進及びストックヤードでの保管

●効率的な資源化の推進

- ・小・中学校や自治会などを通じた紙ごみ等の集団回収の奨励、助成

施策の方向

ごみ質調査の結果によれば、家庭系「もえるごみ」には、プラスチック類や紙類が多く含まれています。これらは、資源ごみとして収集することによって再資源化が可能な品目であるため、さらなる分別の余地は大きいといえます。また、前計画の課題としても、分別種類の細分化（プラスチック製容器包装類の分別）が残されています。これらのことを踏まえて、現行の収集システムを維持していく一方で、次の3つを基本施策として、新たな分別品目の設定や既分別収集品目におけるさらなる資源化促進など、具体的な取組を進めていきます。

- 基本施策8：プラスチック製容器包装類の分別収集・再資源化推進
- 基本施策9：資源ごみの分別収集体制の強化
- 基本施策10：分別方法の普及・啓発

8) プラスチック製容器包装類の分別収集・再資源化推進

家庭系「もえるごみ」のごみ質調査結果によれば、本市の「もえるごみ」全体の20%弱がプラスチック類です。その大半は、容器包装リサイクル法に基づきリサイクルの対象となっているプラスチック製容器包装類ですが、本市ではこれらの分別収集は未実施です。このため、リサイクル率の向上を目指した新たな取組として、プラスチック製容器包装類の分別収集と再資源化を進めていきます。

具体的な取組

①分別品目及びルールの明確化と周知徹底

新たな分別種類として、プラスチック製容器包装類を設けるにあたって、分別品目や分別収集のルールを明らかにする必要があります。これらの条件を早急に検討するとともに、市民の理解と協力を促すため、広報や市ホームページはもとより、説明会などを通じて市民への周知を徹底します。

②中間処理施設の整備

収集したプラスチック製容器包装類の再資源化処理に適した品質を確保するため、不適物の選別除去、運搬用の圧縮・梱包及び保管を行うための中間処理施設を整備します。

③適正な処理ルートの確保

中間処理後のプラスチック製容器包装類は、国の指定法人に再資源化処理を委託します。

実施スケジュール

「プラスチック製容器包装類の分別収集・再資源化推進」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-8 「プラスチック製容器包装類の分別収集・再資源化推進」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
分別品目及びルールの明確化と周知徹底	検討	準備	周知	運用	
中間処理施設の整備	調査	設計	施設整備	供用	
適正な処理ルートの確保	情報収集	調整	契約	運用	

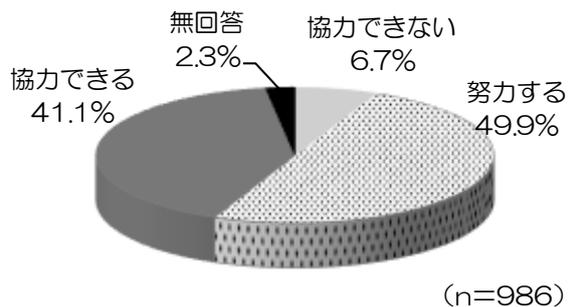


図 4-3 プラスチック製容器包装類の分別収集への協力意向
(資料：市民アンケート調査)

9) 資源ごみの分別収集体制の強化

家庭から排出されるごみの中には、「資源ごみ」として分別すれば再資源化できるものが、まだ少なからず含まれています。それらをできる限り再資源化のルートに載せ、リサイクル率を向上させるため、分別収集体制の強化に取り組みます。

具体的な取組

①分別収集品目の拡大及び細分化の検討

小型家電や空き缶類（アルミ・スチール）等をはじめ、本市でまだ分別収集していない「資源ごみ」について、収集に係る費用を勘案しつつ品目の拡大及び細分化を検討します。

②古紙等の紙ごみの分別指導

「もえるごみ」に混じって排出されている古紙や雑紙の分別徹底を図るべく、市民への指導を強化していきます。

③ごみステーションの見直しの検討

地区によっては、既設のごみステーションが不便で利用しにくく、増設や再配置の要望があることから、拠点回収の回収場所と合わせて適宜見直しを検討していきます。

④収集頻度の見直し

各地区の特性に配慮して、ごみの収集頻度についても見直しを検討します。

⑤地域・学校等の集団回収による資源化活動の促進

助成金交付を継続して集団回収を支援し、市民による自主的な資源化活動を促進します。

実施スケジュール

「資源ごみの分別収集体制の強化」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-9 「資源ごみの分別収集体制の強化」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
分別収集品目の拡大及び細分化の検討	継続				次期計画に反映
古紙等の紙ごみの分別指導	継続				
ごみステーションの見直しの検討	継続				次期計画に反映
収集頻度の見直し	継続				次期計画に反映
地域・学校等の集団回収による資源化活動の促進	継続				

10) 分別方法の普及・啓発

プラスチック製容器包装類の新たな分別収集の開始と、資源ごみの分別収集体制の強化を踏まえて、これらの取組と連動する形で、市民に対する分別方法の普及・啓発を進めていきます。

具体的な取組

①ごみカレンダー等の拡充・活用

ごみカレンダーを更新するとともに、『西条市「家庭ごみ」の正しい分け方・出し方』をもとに「(仮称)ごみ分別の手引き」を作成するなど、ごみの分別方法を市民に周知・説明する際の資料の拡充を図り、引き続き活用していきます。

②(仮称)ごみ分別マイスター制度の創設

ごみ分別をテーマとした学習会や出前講座を開催するとともに、一定要件を満たした受講者を(仮称)ごみ分別マイスターに認定する制度の創設を検討します。

③ごみ出しルール、マナーの徹底に向けた指導強化

(仮称)ごみ分別マイスターの協力を仰ぎ、ごみ出しルール、マナーの徹底に向けた指導を強化します。

④高齢者向け「ごみの分け方講座」の開催

高齢化が進む現状を踏まえ、高齢者を対象にわかりやすい内容でごみ分別に関する講座を開催します。



西条市「家庭ごみ」の正しい分け方・出し方

実施スケジュール

「分別方法の普及・啓発」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-10 「分別方法の普及・啓発」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
ごみカレンダー等の拡充・活用	継続				
(仮称)ごみ分別マイスター制度の創設	検討	準備	運用開始		
ごみ出しルール、マナーの徹底に向けた指導強化	継続				
高齢者向け「ごみの分け方講座」の開催	準備	運用開始			

Ⅳ ごみの適正処理の推進

循環資源として、繰り返し又は再生して使うことができなくなったごみについては、法令等に則って定められた方法で処分する必要があります。また、ポイ捨てや不法投棄等の行為は、地域の美観や良好な環境を損ねる要因となるため、未然に防止する対策が重要です。加えて、地震や風水害等の災害時には、通常をはるかに上回る大量の災害ごみの発生が予想されるため、あらかじめ事態を想定して対策を検討しておく必要があります。

以上のことを踏まえ、地域の美化に努めるとともに、環境への負荷が最小限となるよう配慮して、ごみの適正処理を推進します。

取組の現状

前計画においては、「ごみの適正処理の推進」につながる施策として、以下の取組を進めてきました。

●環境配慮型ごみ処理システムへの転換

- ・ごみ焼却灰の無害化
- ・一般廃棄物最終処分場の整備における準好気性埋立構造の採用

●美化対策の充実

- ・「河川の清流を守る条例」に基づく清掃活動の継続的な実施
- ・不法投棄防止パトロールの実施及び立看板の設置
- ・クリーン愛媛運動登録ボランティア団体の活動支援

●災害ごみ対策の充実

- ・「災害ごみ処理マニュアル」（水害編）暫定版の策定
- ・災害廃棄物の仮置き場及び集積場マップ（案）の作成

施策の方向

これからのごみ処理には、地球温暖化対策として温室効果ガス排出量の削減が求められています。また、前計画の課題として、処理残さ（焼却灰）の有効利用が残されています。これらのことに配慮して、内容の拡充を図りながら、引き続き次の3つを基本施策として具体的な取組を進めていきます。

- 基本施策 11：ごみの散乱等の防止
- 基本施策 12：環境に配慮したごみ処理の推進
- 基本施策 13：災害ごみ処理対策の充実

11) ごみの散乱等の防止

ごみの発生・排出抑制に向けた取組を進める傍ら、市民アンケート調査結果では、ごみのポイ捨てや不法投棄の増加を懸念する意見が多く寄せられています。このことを踏まえ、引き続き良好な地域的美観や環境を保全するため、ごみの散乱等の防止に取り組みます。

具体的な取組

①不法投棄対策等の充実・強化

警察などの関係機関と連携して、不法投棄に対するパトロールの充実・強化を図るとともに、広報やホームページを通じて、ごみの適正な処理について協力を呼びかけ、不法投棄の防止に努めていきます。また、不法投棄の原因となる業者の不適切な廃棄物処理の防止に向けて、指導徹底を図るとともに無許可業者による違法なごみ回収など、悪質な業者は厳しく対処します。

②河川、海岸、道路、農地等の美化推進

「河川の清流を守る条例」に基づく清掃活動の継続実施をはじめ、愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画に基づく海岸クリーンアップやクリーン愛媛運動の活動団体等の支援など、県との連携による取組を進めるとともに、まち美化パートナー制度による活動と連携し、河川、海岸、道路、農地等の美化推進及びポイ捨て防止に努めていきます。



花壇清掃美化活動



河川清掃活動

実施スケジュール

「ごみの散乱等の防止」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-11 「ごみの散乱等の防止」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
不法投棄対策等の充実・強化	継続				→
河川、海岸、道路、農地等の美化推進	継続				→

12) 環境に配慮したごみ処理の推進

ごみ処理は、「もえるごみ」の焼却、最終処分など、地球環境や地域の生活環境・自然環境等に与える影響が大きい事業です。このことを念頭に、環境保全に向けて、できる限り環境負荷の少ない環境に配慮したごみ処理を推進していきます。

具体的な取組

①焼却灰の無害化と有効利用の継続

道前クリーンセンターのごみ焼却施設においては、セメントと安定化剤を用いて焼却灰を固形化し、無害化しています。周辺環境に影響を及ぼさないよう、引き続き焼却灰の無害化に努めるとともに、施設更新に際しては焼却灰の有効利用を図る溶融処理などの処理方式を研究・採用を検討し、ごみ焼却に係る環境負荷の軽減を図ります。

②ごみ処理施設及び最終処分場の適正な維持管理

市が運営するごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場については、適正な維持管理を通じて、環境に配慮したごみ処理を推進していきます。

③環境負荷の低減を目指した施設整備方策の検討

道前クリーンセンターは老朽化が進んでいるため、将来の施設更新に向けた準備として、今後はごみ処理に係る技術動向等の調査研究を行い、ごみ処理に係る温室効果ガスの排出削減をはじめとする環境負荷の低減を目指した整備方策を検討していきます。具体的には、「もえるごみ」、「もえないごみ」、「粗大ごみ」等からの資源回収・リサイクル、ごみ焼却余熱が持つ膨大なエネルギーの発電等による有効利用などについて検討します。また、事前に環境アセスメントを実施することにより、地域の環境保全に努めます。

実施スケジュール

「環境に配慮したごみ処理の推進」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-12 「環境に配慮したごみ処理の推進」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
焼却灰の無害化と有効利用の継続	継続				
ごみ処理施設及び最終処分場の適正な維持管理	継続				
環境負荷の低減を目指した施設整備方策の検討	調査研究				施設更新時に導入

13) 災害ごみ処理対策の充実

近年は、全国各地で地震が頻発しており、阪神淡路大震災や東日本大震災をはじめとして、大規模な被害に至るケースも多くなっています。また、異常気象による風水害も多く発生しており、私たちの生活を脅かす要因となっています。このような事態に備え、災害時の生活ごみに加えて、建築物の倒壊や破損、濁流等によって発生するがれきや倒木などの非日常的な災害ごみの処理対策の充実を図ります。

具体的な取組

①大規模災害時のごみ処理に関する広報、周知

大規模な地震や風水害（大規模災害）の発生時には、ごみ量が増加するとともに、道路や施設等の被災により通常のごみ収集処理が困難となります。このため、災害廃棄物処理計画を定めて被災時のごみ処理に関する広報、周知を徹底し、不測の事態に備えます。

②災害ごみの受入を想定したごみ処理施設の充実

災害ごみの受入を想定して、ごみ処理施設の充実を図るとともに、愛媛県災害廃棄物処理計画を踏まえて、周辺自治体との連携体制構築に取り組みます。また、被災した時は、地元の廃棄物処理業者とも密接に連携し、発生する大量の廃棄物を迅速かつ適正に処理できるシステムの構築に努めます。



石鎚環境協同組合との災害時応援協定の締結

実施スケジュール

「災害ごみ処理対策の充実」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-13 「災害ごみ処理対策の充実」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
大規模災害時のごみ処理に関する広報、周知	計画策定 	広報、周知			
災害ごみの受入を想定したごみ処理施設の充実	継続				

第5章 ごみ処理計画

1 処理対象及び処理主体

1) 処理対象

本計画においては、拡大生産者責任（EPR）及び汚染者負担の原則（PPP）に基づいて、生産者や排出者による処理が制度化されているものと、本市において適正処理が困難なものを除く一般廃棄物を処理対象とします。

本計画の対象外となる廃棄物は、下表のとおりです。なお、本市で処理が困難なものについては、引き続き業者による適正処理の指導・周知に努めていきます。

表 5-1 本計画の対象外となる廃棄物

区 分	品 目	処理方法
ビニール ゴム製品	農業用・事業用ビニールシート、畦シート、事業用のテント、タイヤ等	販売店や専門業者に依頼して処理する。
爆発物 危険物	消火器、ガスボンベ（カセット式以外）、農薬、塗料、廃油、毒物、劇薬等	販売店や専門業者に依頼して処理する。
パソコン リサイクル法 対象機器	パソコン	販売店、製造メーカーのリサイクル窓口、パソコン3R推進協会へ処理を依頼する。
家電リサイクル法 対象品目	洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、冷温庫、保冷庫、エアコン、テレビ	販売店もしくは一般廃棄物収集運搬の許可を受けた業者に引取りを依頼する。または郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所に持ち込む。
そ の 他	ピアノ、農機具、自動車部品（バッテリー、シート等）、バイク、FRP製品（風呂釜等）、天日温水器、液体（中身の入っているびん等）、厚さ5cm（板は3cm）又は長さ2mを超える木、漁網、薬品、耐火金庫、医療系廃棄物、産業廃棄物、特別管理一般廃棄物（PCB使用部品、感染性一般廃棄物等）、その他、市の処理施設の機能に支障を生じさせるもの	販売店や専門業者に依頼して処理する。

2) 処理主体

ごみの収集・運搬は本市及び事業者、中間処理及び最終処分は本市が主体となり、その責務を果たします。

表 5-2 ごみ処理の主体

区 分	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	本市	本市	本市
事業系ごみ	事業者		

2 収集運搬計画

1) 収集運搬体制

平成32年度をめぐり、収集運搬するごみは、現行の8種類（p.5「表2-1 家庭系ごみの分別区分」参照）から、「プラスチック製容器包装類」を新たに加えた9種類に移行していきます（p.40参照）。収集運搬体制は、現行の体制（p.6参照）を引き続き維持したうえで、「プラスチック製容器包装類」の収集運搬について、さらに民間の許可業者へ委託する形で構築を進めます。

また今後は、「プラスチック製容器包装類」の分別収集について、下表の事項の具体的な検討を進めていくこととします。それに伴って、環境負荷や経済効率、利便性・公平性等に配慮しながら、リサイクル率の向上を目指した分別収集体制の強化にも取り組みます（p.41参照）。

表5-3 「プラスチック製容器包装類」の分別収集に係る検討事項

検討項目	実施案
収集方法	<ul style="list-style-type: none"> • 他のごみと同様にステーション収集 • 専用の指定ごみ袋を使用 • ごみステーションは市民が管理
収集頻度	<ul style="list-style-type: none"> • それぞれの地区において週1回
収集する品目	<ul style="list-style-type: none"> • ポリ袋、菓子類等の袋（土砂や水分で汚れた物を除く） • ラップ、フィルムなどの包装材（食品残さ等の付着により汚れた物を除く） • 弁当箱、食品容器、飲料用容器（食品残さ等の付着により汚れた物、ペットボトルを除く） • シャンプー、洗剤等の容器 • キャップ、ストロー など

なお、直接埋立ごみについては、これまでと同様に、市民自らが最終処分場へ搬入して処理することとします。

■「プラスチック製容器包装類」の収集頻度について

市民アンケートで、「プラスチック製容器包装類」の分別収集を実施した場合に、希望する収集頻度を調べたところ、「週1回」のこまめな収集を望む回答の割合が、44.6%で最も多くなりました。

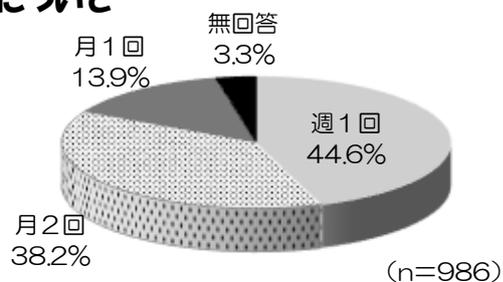


図5-1 「プラスチック製容器包装類」の分別収集頻度に関する市民の要望
(資料：市民アンケート調査)

2) 収集運搬量（見込み）

「プラスチック製容器包装類」の分別収集を実施した場合、平成 32 年度におけるごみの収集運搬量（見込み）は下表のとおりとなります。

表 5-4 ごみの種類別収集運搬量（見込み）

収集運搬するごみの種類	収集運搬量 [トン/年] (平成 32 年度推計値)
もえるごみ	28,349
もえないごみ	2,255
粗大ごみ	1,936
乾電池	27
資源ごみ（古紙）	2,220
資源ごみ（ガラスびん）	316
資源ごみ（ペットボトル）	227
資源ごみ （プラスチック製容器包装類）	2,013
合 計	37,343

※ 発生・排出削減及び資源化目標が達成された場合
(スプレー缶・カセット式ガスボンベを除く)

3) 各主体の役割

市

本市全域を対象として、家庭系ごみの収集・運搬を行います。

また、ごみステーションの新設及び修繕に係る費用の助成を今後も継続し、自治会等のごみステーション設置を支援します。

表 5-5 ごみステーションの新設・修繕に係る補助金交付額

新設・修繕費用	補助金交付額	限度額
5万円以下の場合	全額	なし
5万円を超える場合	5万円を超える額に 1/2 を乗じた額と5万円の合計額	10万円

市民

ルールにしたがってごみを分別し、決められた日にごみステーションに出します。

また、ごみステーションの設置主体となるとともに、維持管理に努めます。

事業者

事業系ごみを自らごみ処理施設に搬入するか、許可業者に収集・運搬を委託して適正に処理します。

3 中間処理計画

1) 中間処理方法

現行の分別種類のごみ（p.5「表 2-1 家庭系ごみの分別区分」に示す8種類）は、そのまま既存のごみ処理施設を用いて適正に資源化・処理します（p.7 参照）。

平成 32 年度をめどに分別収集を開始する「プラスチック製容器包装類」については、新たに整備予定の容器包装リサイクル推進施設において、不適物を選別除去したうえで圧縮・梱包処理を行います。中間処理後の資源物（ペール）は、ストックヤードで一時的に保管し、指定法人ルートで資源化業者に引き渡します。

2) 中間処理量（見込み）

ごみの発生・排出削減及び資源化目標が達成された場合、平成 32 年度におけるごみの中間処理量（見込み）は下表のとおりとなります。

表 5-6 ごみの中間処理量（見込み）

区 分	中間処理量 [トン/年] (平成 32 年度推計値)
焼却施設対象ごみ量	30,219
もえるごみとして収集するごみ量	28,349
粗大ごみ処理後の可燃残さ量	1,635
資源ごみ選別後の不適物の量	235
粗大ごみ処理施設対象ごみ量	4,191
ストックヤード保管対象量	2,790
圧縮・梱包あり（ペットボトル）	227
圧縮・梱包なし （乾電池・古紙・ガラスびん）	2,563
容器包装リサイクル推進施設対象ごみ量	2,013

※ 発生・排出削減及び資源化目標が達成された場合

3) 中間処理施設計画

①容器包装リサイクル推進施設の整備

「プラスチック製容器包装類」の新たな分別収集に向けて、バール不適物選別ライン、資源ごみ受入・バール保管用のストックヤード、圧縮梱包機を備えた容器包装リサイクル推進施設を整備します。整備概要は下表のとおりです。

表 5-7 容器包装リサイクル推進施設の概要

場 所	西条市小松町大頭甲 1200 番地
ストックヤード	約 490 m ²
バール不適物選別ライン	手選別、1ライン
圧縮梱包機	19 トン/日程度

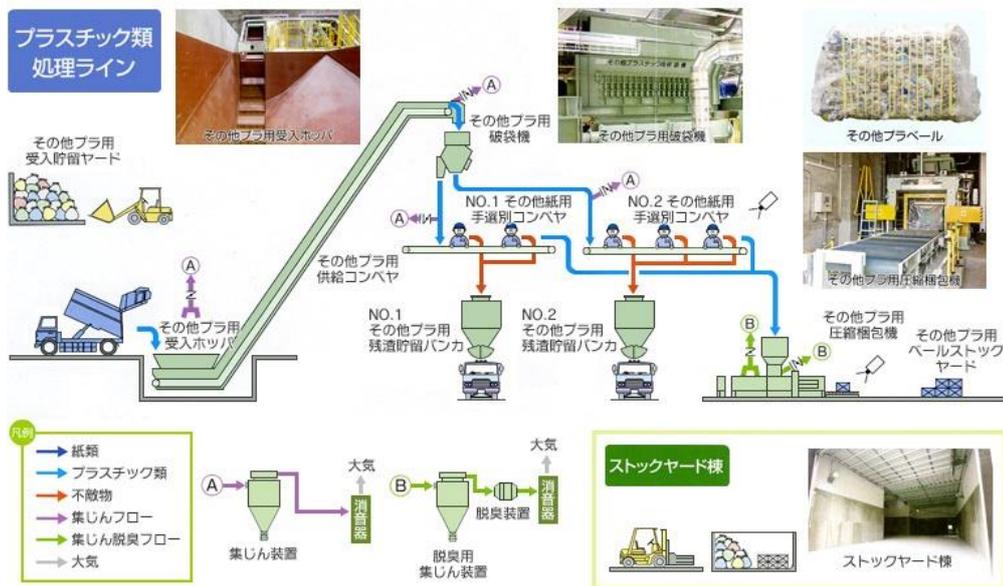


図 5-2 容器包装リサイクル推進施設の整備事例

(出典：盛岡・紫波地区環境施設組合ホームページ、
<http://mskankyo-iwate.jp/shisetsu/youki.html>)

②中間処理施設の適正管理及び更新

ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設 (p.8 参照) は、適正な運転管理を行い、二次公害の発生防止に努めます。

また、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設は、供用を開始してから 25 年が経過しているため、設備の老朽化の状況等を踏まえて、施設更新に向けた調査研究を進めていきます。整備にあたっては、資源回収率の向上のほか、エネルギー回収や焼却残さの有効利用等、循環型社会形成と地球環境保全に寄与する方策を検討したうえで、本市にマッチした施設更新を図ります。

4 最終処分計画

1) 最終処分方法

最終処分対象物には、市民・事業者が最終処分場に直接搬入する埋立ごみ（直接埋立ごみ）のほか、ごみ焼却施設から排出される焼却残さ（固形化飛灰・炉下不燃物等）、粗大ごみ処理施設から排出される不燃残さがあります。これらについては、既存の一般廃棄物最終処分場（p.9 参照）等において、現行どおり次のように最終処分します。

<直接埋立ごみ>

東予、丹原地区から発生するごみは、各地区の最終処分場で埋立処分します。
西条、小松地区から発生するごみは、東部一般廃棄物最終処分場で埋立処分します。

<ごみ焼却施設から排出される焼却残さ>

固形化飛灰・炉下不燃物等の焼却残さは、最終処分業者に委託して埋立処分します。

<粗大ごみ処理施設から排出される不燃残さ>

不燃残さについても、上記と同様に、最終処分業者に委託して埋立処分します。

2) 最終処分量（見込み）

ごみの発生・排出削減及び資源化目標が達成された場合、平成 32 年度におけるごみの最終処分量（見込み）は下表のとおりとなります。

表 5-8 ごみの最終処分量（見込み）

区 分	収集運搬量 [トン/年] (平成 32 年度推計値)
直接埋立ごみ量	3,484
焼却残さ量(固形化飛灰・炉下不燃物等)	3,225
不燃残さ量	1,425
合 計	8,134

※ 発生・排出削減及び資源化目標が達成された場合

3) 施設維持計画

各最終処分場は、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（最終改正：平成 28 年 6 月 20 日 環境省令第 16 号）に沿って、適正な維持管理を継続して行いつつ、直接埋立ごみの不適正な搬入を監視します。また、延命化を図るべき最終処分場については、具体的な整備方策を検討するとともに、状況に応じて適切な対策を講じていきます。

5 災害廃棄物処理対策

1) 西条市災害廃棄物処理計画の策定

災害廃棄物対策については、国の「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）」、「愛媛県災害廃棄物処理計画」等の内容を踏まえて、「西条市災害廃棄物処理計画」を策定し、総合的に取組を進めていきます。

具体的には、①平常時、②発災直後、③応急対応時、④復旧・復興時の時系列で、それぞれに組織体制、廃棄物処理及び支援対策を検討します。

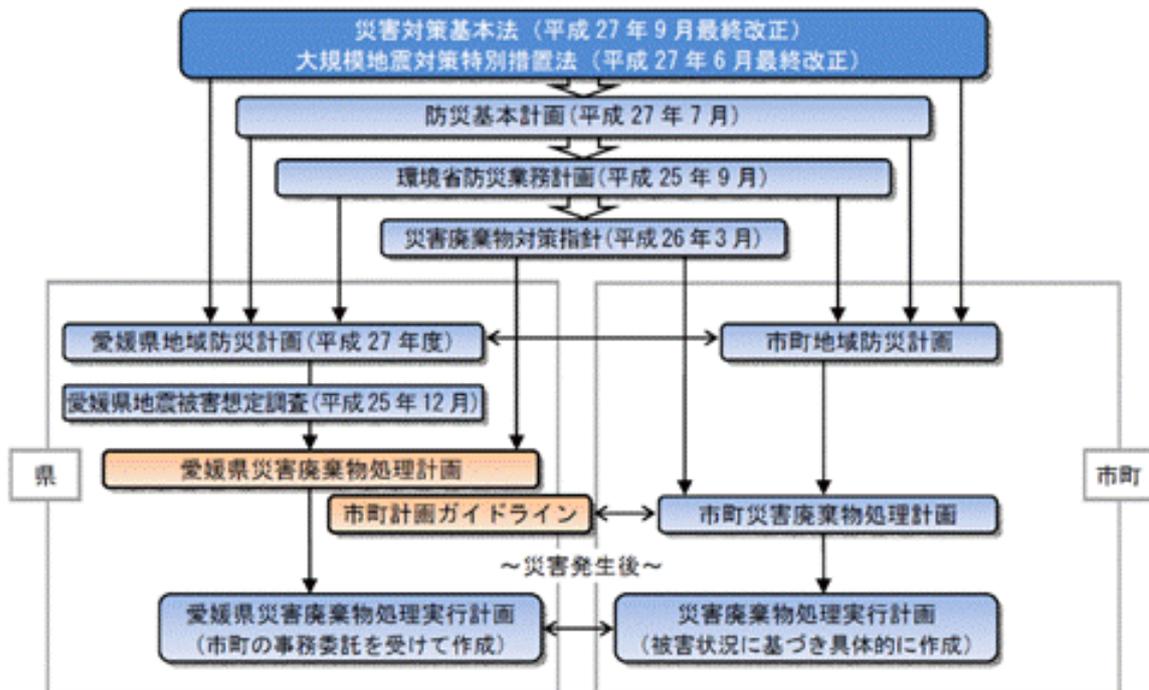
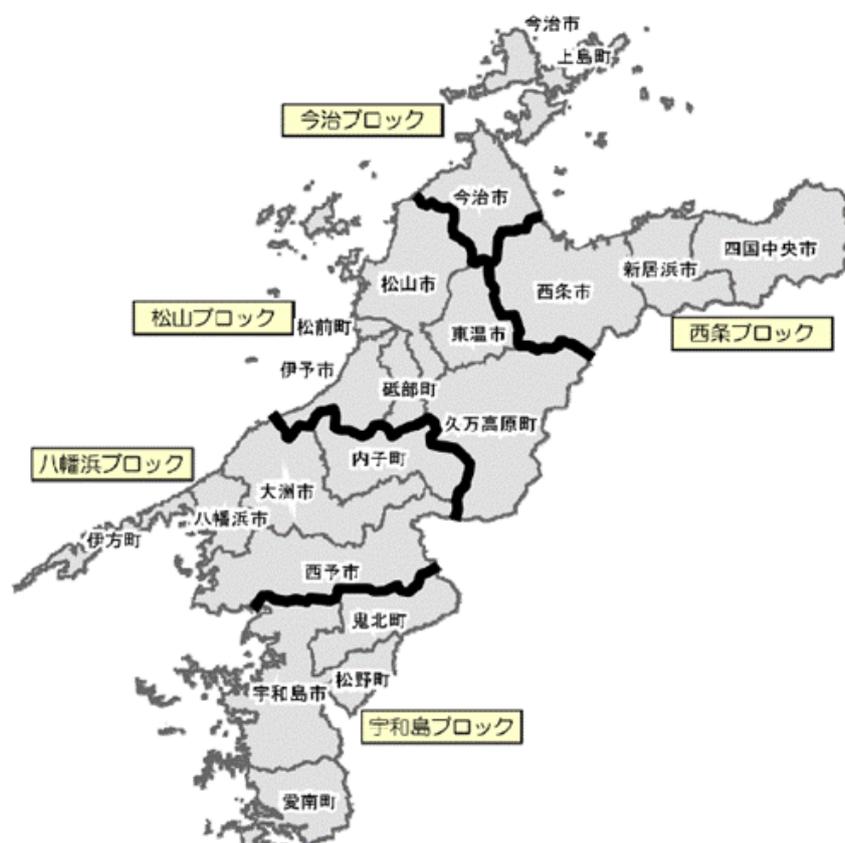


図 5-3 災害廃棄物処理計画の位置付け
(出典：愛媛県災害廃棄物処理計画)

2) 災害廃棄物の処理体制

災害廃棄物は一般廃棄物となるため、本市の市域内で発生した災害廃棄物については、廃棄物処理法の規定に基づき、本市が主体となって処理にあたります。しかしながら、被災状況によって、独自で処理することが困難な場合には、県や近隣市と連携・協力を図りながら処理を進めていきます。

なお、「愛媛県災害廃棄物処理計画」においては、県内を5つの地域ブロックに分けて、災害廃棄物の処理にあたっては、それぞれの地域特性を十分に考慮することとしています。本市は、新居浜市、四国中央市とともに、「西条ブロック」に位置付けられていることから、両市との緊密な連携体制を構築していきます。



ブロック名	人口 (人)	面積 (km ²)	構成市町
西条	330,078	1,166	新居浜市、西条市、四国中央市
今治	175,680	450	今治市、上島町
松山	653,574	1,541	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜	155,285	1,473	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島	123,180	1,047	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

図 5-4 災害廃棄物処理に係る地域ブロック
(出典：愛媛県災害廃棄物処理計画)

3) 災害廃棄物処理対策における課題

①想定される災害廃棄物（質への対応）

地震災害、水害及びその他の自然災害によって、一時的かつ大量に発生することが想定される災害廃棄物は下表のとおりです。このように、様々な質の廃棄物の発生が想定されることから、「西条市災害廃棄物処理計画」においては、これらを適切に処理していくための対策の検討が必要です。

表 5-9 想定される災害廃棄物

種 類	内 容
不燃性混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等
可燃性混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等
木質系廃棄物（木くず）	家屋の柱材・角材、家具、流木、倒壊した自然木
コンクリートがら	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等の金属片
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、被災により使用できなくなったもの
廃自動車・廃船舶	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車、船舶
思い出の品	写真、賞状、位牌、貴重品等
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
生活ごみ	被災により家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ、使用済簡易トイレ等
仮設トイレのし尿	避難所等から排出される汲み取りし尿
その他	腐敗性廃棄物（置、被災冷蔵庫等から排出される水産物・食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等）、有害物（石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、CCA・有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等）、危険物（消火器、ボンベ類等）、漁具、石膏ボード、タイヤ、海中ごみ等

②災害廃棄物発生想定量（量への対応）

「愛媛県災害廃棄物処理計画」では、南海トラフ巨大地震発生時の「西条ブロック」における災害廃棄物発生量について、基本ケースで311万トン、最も被害が大きいと考えられる陸側ケースで1,320万トンと想定しています。この量は、広域ブロック内の既存処理施設能力をはるかに上回っているため、災害廃棄物の仮置場の確保及び仮設の中間処理施設の建設等の対策を講じる必要があります。

西条市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）

発行：平成29年3月 西条市

編集：生活環境部 環境衛生課

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地 西条市庁舎新館 2 階

電話：0897-52-1461・0897-52-1338（衛生係直通）

西条市公式ホームページ <http://www.city.saijo.ehime.jp/>

<おことわり>

本計画に記載の数値については、端数処理の関係より、合計等が一致しない場合があります。